

中国国有企業における株式会社制度導入の歴史

——社会主義理念の変容と経営者支配の形成——

徐 涛

目次

はじめに

1. 株式会社制度の萌芽：1979年～1986年
 2. 株式会社制度の試行：1986年末～1988年
 3. 株式会社制度の構築：1989年～1993年
 4. 株式会社制度の本格的導入：1994年以降
- 結びにかえて—中国の株式会社制度の展望

はじめに

1984年11月18日に中国建国後初めて上海飛楽音響株式会社が株式を公募し、規範的な株式を発行した¹⁾。しかしその後、長い期間にわたり、株式会社に関する全国統一的な法制度が成立せず、ようやく1993年12月29日に中国建国後、初めての会社法（原文「公司法」、『中華人民共和國國務院公報』1993年第30号、1414頁）が發布され、会社制度の法的フレームワークが整った。

中国の株式会社法制度を見ると、党・労働者組織の活動保障といった理念的な規定のほか、会社機構について、従業員の意見の事前聴取、従業員の監査役会への参加が規定されているが、曖昧な規定に止まっている。中国の株式会社制度²⁾、とりわけ国有企業の株式会社制度導入を論じる場合、法制度よりもむしろ法制度の実施過程に中国の株式会社の異質性がより明確に示されている。

1990年代半ばから国有企業に株式会社制度が本格的に導入された。国家資本の株式支配と授権経営・授権投資、経営者支配及び党の経営参加が国有企業の株式会社制度の特徴として指摘されている。例えば、国有資産管理について余（2000）は企業集団への授権経営・授権投資及び国有資産経営公司の実態を紹介した。川井（2003）は上場企業の経営者支配についての包括的な実証研究を行った。また、田中（2000）は1990年代以降の株式会社制度の導入に伴う企業内党組織の地位の変化と戦略的再編論の台頭を法規定に沿って詳細に分析した。本稿は株式会社制度導入の現状の確認ではなく、改革開放以降における上記の株式会社の特徴、とりわけ経営者支配が形成されるプロセスの解明に力点を置く³⁾。加えて、国有企業における株式会社制度導入の歴史を通して、会社制度形成過程における党組織、国有資産管理機構、経営者及び労働者の役割とその変化を検討することによって、社会主義理念が企業制度に与えるインパクトを考察し、逆にこのプロ

セスの中で社会主義理念が如何に変貌したのかを検証する。

本稿は株式会社制度の萌芽期（1979年～1986年）、株式会社制度の試行期（1986年末～1988年）、株式会社制度の構築期（1989年～1993年）及び株式会社制度の本格的導入期（1994年～現在）の4つの時期に区分し、各時期における株式会社制度導入の過程を顧みる。まず4つの時期に沿って株式会社制度導入と社会主義理念の相互の影響を検討し、その上で株式会社制度導入に対する社会主義理念の影響を整理する。最後に最近の国有企業改革の成果を統計データで示すことによって、企業経営の効率性に基づく今後の社会主義理念変容の可能性について、初歩的に検討することとしたい。

なお、中国では所有者によって株式が分断されている。国家、企業（ないし法人）、個人（職員・労働者を含む）⁴⁾に対して発行された株式は、それぞれ国家株、企業株（ないし法人株）、個人株（従業員株を含む）と呼ばれている。

1. 株式会社制度の萌芽：1979年～1986年

1978年からの中国の経済改革はまず農村で成功を収めた。郷鎮企業の成長とともに農家に分散されている資金、技術、労働力を集約する必要性が高まり、その対策の一つとして「以資帯労、帶股就業」（企業に勤めると同時に資本参加する）という新しい郷鎮企業の設立形態が自発的に現れた（孫ほか、1992、21頁）。これに応じて、政府も一連の政策を策定して支持する姿勢を見せた。1984年元旦に中国共産党中央が「1984年の農村工作に関する通知」（原文「關於1984年農村工作的通知」，「人民網・中国共産党新聞」，<http://www.people.com.cn/GB/33831/33836/34145/34191/2546380.html>）を發布して、農民の資本参加を奨励する政策を打ち出した⁵⁾。1983年7月6日に宝安县聯合投資公司（中国宝安集団株式会社の前身企業）が『深圳特区報』で株式公募目論見書を發布して、1,300万元（人民元）の株式を発行し、始めて全国の範囲で株式公募を実施した（周ほか、1996、69頁⁶⁾）。

都市部の企業も資金が不足していた。農村部の株式発行の影響を受けて、1983年から広東、福建、江蘇、安徽、山東、上海、瀋陽などの都市部で企業の株式会社化が始動した。この時期の株式発行については下記の特徴が見られる。

まず、資金調達が主要な目的であり、発行される株式は社債の性格が強かった。株式には払い戻し可能なものが多く、固定金利による分配も約束されていた。会社経営者は依然として政府によって任命されており、会社機構は形式にすぎなかった。例えば、広州市でショッピングセンターを建てるために、広州商業城株式会社が1985年に2億元の株式を公募したが、法人株と個人株にはそれぞれ4.32%と5.76%の固定金利が付いていた。また、ショッピングセンターが建設されてから5年以内に元本が毎年20%で返還され、株式の返還が終わってから25年間にわたって最高6%の配当金が分配されると約束されていた（蒲、1990、182～184頁）。宝安县聯合投資公司の場合でも株式の払い戻しが可能であり、元本が保障されるだけでなく、配当金には会社の利潤に連動する配当金のほかに利息も含まれていた（以下「総配当金」と記す）。取締役会長（原文「董事長」）は宝安县政府によって任命された。

また、1984年4月の「城市経済体制改革试点工作座談会」で国家経済体制改革委員会は都市部の集団所有制企業と国有小型企業について「従業員の株式資本参加及び配当を許可する」方針を示した（「城市経済体制改革试点工作座談会紀要」、『中華人民共和國國務院公報』1984年第11号、346頁）。この政策の影響を受けて、都市部での株式会社化は主に集団所有制企業と小型の国有企業の中で実施されて、しかも従業員が主要な新規株式発行の受け皿になった。その結果、1980年代では従業員向けの株式発行が圧倒的に多かった。例えば、1985年の上海における株式新規発行による資金調達において件数の90%、金額ベースで70%が従業員への株式発行、いわゆる従業員株の発行であった（徐、1988）。

従業員株の発行が株式による資金調達の主要なルートであるため、従業員からの資金調達を円滑にする必要性から、個人（その大半が従業員）に対する優遇措置が設けられた。例えば、上海飛樂音響株式会社がその中の一つである。これは上海飛樂電声総廠が發起して設立した会社で、集団所有制企業であった。1984年11月に中国人民銀行上海支店の支持を得て上海で1万株（1株額面50元）を募集したが、その内、3千株が企業を対象に一般公募し、残りの7千株が従業員を対象に特定募集された。企業株と個人株は配当金と金利が共に分配されるが、総配当率にそれぞれ7.2%と15%の上限が設定され、実際この比率で配当がなされた。さらに、赤字経営の場合でも、企業株には配当が分配されないが、個人株には配当金の分配が保証されていた（金、1991、44頁）。この分配上の差別化は株式発行に関する最初の規定—1984年8月に上海市が発布した「中国人民銀行上海市分行の株式発行に関する暫定管理辦法」（原文「中国人民銀行上海市分行關於發行股票的暫行管理辦法」⁷⁾、蒲、1990、180頁）が認めている。

さらに、1986年以降各地で、集団所有制企業の株式会社制度試行の経験を踏まえて、集団所有制企業の株式会社化に関する法制度の構築が行われた。例えば、集団所有制企業の株式会社制度試行が最も盛んに実施されていた地域である瀋陽市は1986年11月22日に「瀋陽市集団所有制企業株式会社制度試行規定」（原文「瀋陽市集体所有制企業股份制試行規定」、蔣ほか、1988、272頁）を発布した。個人株には、「基本株」と「期限株」の二種類が設けられた。前者が払い戻し禁止の株式であり、後者が期間付きで払い戻し可能な株式である。また、企業株には企業自身が引き受ける株式、いわゆる企業自社株も含まれることが特徴になっている。1983年前の企業の資本蓄積が企業自社株を形成し、それ以降の資本蓄積と労働分配の余剰は従業員個人株に換算されると、企業資産の分割方法が明示された。さらに、配当の方法について、個人株には現金配当もできるが、企業自社株の配当方法は株式配当のみと規定された。そして、個人株の金利と配当は企業の従業員奨励金総額に算入されないため、奨励金税が課されない利点があった。集団所有制企業の株式会社制度実施の中で従業員の利益が最も優遇された。そのほかに、四川省、大連市、ハルビン市などでも同様に集団所有制企業の株式会社制度試行のための法規定が公布された。⁸⁾

このように、この時期において中国における株式会社制度の試みは資金不足から自発的に発生してきたものであった。資金調達の必要性和株式発行対象が従業員に限定した政策のため、従業員向けの株式内部発行が圧倒的に多く、個人株に対する優遇措置が採られた。株式会社制度は殆ど集団所有制企業と一部の小型国有企業に限定して導入されていたが、こうした従業員への優遇措置と資金調達中心の株式会社制度はその後受け継がれた。

2. 株式会社制度の試行：1986年末～1988年

農村部や集団所有制企業での株式会社制度の試行に対する反対の声は小さかったが、国有企業、とりわけ大中型国有企業での試行は理論界で大きな論争を引き起こした。⁹⁾1980年代半ば頃の株式会社制度試行に関する論争は主に会社制度と社会主義の関係に集中していた。例えば、嚴（1984）は株式会社を経済連合体の一形式とみなして、株式会社試行の経験を踏まえて株式の個人所有に対する規制、経営者の慎重な選任、党や労働者組織のモニタリングの役割の発揮、資本市場に対する政府規制の強化が実現できれば、株式会社制度は公有制を守ることができるとした。陳（1985）は「社会主義的な株式会社制度」を具体的には従業員及び他企業の労働者連合による労働者持ち株であると想定し、このような株式会社制度は労働者を搾取し、社会主義を損なうような企業制度ではないと主張した。また、1986年に蔣一葦を初めとする学者たちが『経済体制探索』に「株式共有制試行方案」（後に「労働共有制会社制度」と名称が変更された）を提案し、全労働者を代表する国家、企業全体の労働者を代表する労働者集団及び労働者個人に対して、国家株、従業員集団株と従業員株を発行して国有企業を株式化すれば、社会主義の性質が保たれると唱えた（蔣ほか、1988、240～249頁）。当時の議論には主として従業員に株式を発行すれば株式会社制度と社会主義は矛盾しないという共通の認識があった。

その一方、国有企業の株式会社制度導入に反対する論調も多数発表された。例えば、武（1985）は集団所有制企業が一部の労働者に所有されているのに対して、国有企業は全ての国民に所有される企業であるため、株式制導入で公有の度合いが低下しかねないと批判し、国有企業の株式発行の禁止を主張した。社会主義の判断基準としての公有制維持が株式制導入の大きな障壁であった。

このような論争に一応の休止符を打ったのは1986年の厲以寧の学会報告であった。同年4月の北京大学『『五四』科学討論会』で厲以寧は「改革の中心課題は所有制改革」とした上で、株式会社制度による国有企業改革を主張し、国有経済の主導的な地位を国民経済における国有企業の数や国有企業の総生産額ではなく、重要産業に対する支配力で判断すべきだと、公有制に対する新しい解釈を唱えた（厲、1989、3～14頁）。同年9月に北京大学で「中国所有制改革問題討論会」が開かれた際、同氏は株式会社制度の導入を強力に提唱し、反対論を論議するとともに具体的な施策まで提案し（厲、1989、62～91頁）、『人民日報』が報道するほど大きな反響を生んだ（「我国所有制改革的設想」、『人民日報』1986年9月26日）。さらに1986年11月14日に鄧小平がニューヨーク証券取引所会長と会見した際に上海飛樂音響株式会社の株式を1株プレゼントしたことが中国での株式会社制度の導入を示唆したと言われている。

論争の末、政府は国有企業の株式会社制度の試行を認めることとなった。1986年12月5日に国務院は「国務院の企業改革深化と企業活力増強に関する若干の規定」（原文「国務院關於深化企業改革増強企業活力若干規定」、『中国政府法制信息网』、<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/jalor/disptext.jsp?recno=1&&trec=45>）を公布し、「各地で条件が揃った少数の全人民所有制大中型企業を選んで会社制度を試行することを許可する」と通達して、国有企業における株式会社制度の試行が正式

表1 中国の会社制企業数

年	企業数	有限会社数	株式会社数	株式会社の資本金 総額（億元）	従業員持ち 株企業	法人持ち株 企業	株式公 募企業	国内上場企業
1988	4,750a							
1989	3,800+				3,200+	500+	60+	
1990								10
1991	3,220				2,751	380	89	14
1992	3,700a							53
1993	11,489	8,279	3,210	2,840.3				183
1994	33,000a		6,326a	2,867.5652a				291
1995			9,000a					323
1996	36,000a		9,200+	6,000a				530
1997			5,437	5,111.1				745
1998	400,000a		6,000a	5,500a				851
1999	400,000a		6,200a					949

出所) 各年の上場企業数：中国証券監督管理委員会編(2003)その他について、1988年：金ほか(1991)、64頁。1989年：『中国経済体制改革年鑑1990』225頁。1991年：『中国経済体制改革年鑑1992』322頁。1992年：『中国経済体制改革年鑑1993』203頁。1993年：『中国経済体制改革年鑑1994』231～232頁。1994年：『中国経済体制改革年鑑1995』173頁。1995年：『中国経済年鑑1996』720頁。1996年：『中国経済年鑑1997』690頁。1997年：『中国経済年鑑1998』718頁。1998年：『中国経済年鑑1999』742頁。1999年：『中国経済年鑑2000』728頁。数字の後の「+」と「a」はそれぞれ「余り」と「約」を意味する。

注) 空白欄はデータが入りできないことを示している。

に始まった。1987年10月の中国共産党第13期代表大会の報告の中で「改革の中で現れている国家の株式支配、各部門、地域、企業の間での株式持合い及び個人の資本参加を含む株式制度は社会主義財産の一種の構成方法であり、試行の継続を許可する」と株式会社制度の社会主義性質を認め、株式会社試行を続ける方針を示した。1987年1月に上海において、初めて国有企業から設立された株式会社「上海真空電子器件株式会社」（現「上海広電電子株式会社」）が誕生した。会社の前身は上海儀表電訊工業局電真空工業公司であって、上海電球廠、上海真空管廠、上海真空管二廠、上海真空管四廠、ブラウン管ガラス五廠を基に、14.5万株（1株額面100元）の株式を公募して設立された。試行に参加した大中型国有企業は上海と瀋陽だけで23社に上る（孫ほか、1992、15頁）。1988年末までに、4,750の企業が会社制試行に参加し、株式会社制度の試行が大きく広がった（表1）。

この時期の株式会社制度の試行には次の二つの特徴がある。第一に、大中型国有企業で株式会社制度が試行されたが、前段階と同様に引き続き従業員依存・優遇の株式会社制度が試行されていた。既述のように理論界の大勢は従業員株の発行による株式会社制度の試行を支持していた。政府も同様の見解を持っていたようである。1986年3月に、國務院主催の第一次全国城市経済体制改革工作会議が北京で開かれ、そこでは一部の大型国有企業で従業員に株式を発行するとともに、小型国有企業でも株式を発行し、集団所有制企業に転換することが提案されている¹⁰⁾。株式会社制度試行においては、従業員株発行が強く意識されていた。1989年末の3800余りの会社制試行企業の内、企業間株式持合いの会社制企業が13.5%、株式公募の会社制企業が1.5%を占めているに対して、従業員持ち株の会社制企業が85%を占めて圧倒的に多かった（王ほか、1998、74頁）。各地の株式会社制度実施規定も従業員に新規株式購入の優先権を与えている。例えば、1988年6月に公布された「上海市会社制企業暫定辦法」（原文「上海市股份制企業暫行辦法」、蔣ほか、1988、250頁¹¹⁾）では、「株式の新規募集はまず従業員の購買意欲を満たすべきである」と規定している。

表2 株式発行による資金調達状況

年	株式発行による資金調達 (億元) (A)	A株の新規募集 (億元)	H株の新規募集 (億元)	B株新規募集 (億元)	A株とB株の増資 (億元)	国有経済 固定資産 投資総額 (億元) (B)	国有経済生産 拡大・改造の ための固定資 産投資総額 (億元) (C)	A/B (%)	A/C (%)
1987	10	10				2,297.99	1,503.02	0.44	0.67
1988	25	25				2,762.76	1,789.92	0.90	1.4
1989	6.62	6.62				2,535.48	1,629.91	0.26	0.41
1990	4.28	4.28				2,918.64	1,742.97	0.12	0.25
1991	5	5				3,628.11	2,046.72	0.14	0.24
1992	94.09	50		44.09		5,273.64	2,937.76	1.78	3.20
1993	375.47	194.83	60.93	38.13	81.58	7,925.9	4,175.2	4.74	8.99
1994	326.78	49.62	188.73	38.27	50.16	9,615.8	5,130.5	3.40	6.37
1995	150.32	22.68	31.46	33.35	62.83	10,898	5,358.4	1.38	2.81
1996	425.08	224.45	83.56	47.18	69.89	12,006	6,378.1	3.54	6.66
1997	1,293.8	655.06	360	80.76	198	13,092	6,777.5	9.88	19.09
1998	841.52	443.05	37.95	25.55	334.97	15,369	8,043.9	5.48	10.46
1999	944.56	572.63	47.17	3.79	320.97	15,947.76	8,183.49	5.92	11.54
2000	2,103.1	1,007.4	562.21	13.99	519.46	16,504	7,785	12.74	27.01
2001	1,252.3	751.5	70.21		430.64	17,607	8,265.4	7.11	15.15
2002	961.75	723.14	181.99		56.61	18,877	8,357.8	5.09	11.51

注) A/BとA/Cは『中国統計年鑑』各年版及び『中国証券期貨統計年鑑2003』のデータによって算出した。

また、利潤の分配方法においても国有企業の従業員に優遇政策が採られた。従業員の株式購買意欲を高めるために、個人株には固定金利付きの高い配当が実施される一方、国家株に対する無配当・低配当の政策が採られていた¹²⁾。例えば、「上海市会社制企業暫定辦法」は「一般には配当のみの利潤分配」と規定しながらも、同時に「投資者の購買意欲を高めるために配当と利息の二つの方法で利潤を分配することができる」とも規定している。また、「税制改革、税率の引き下げが実現した後に国家株に対する配当が行われる」と明記して、国家株に対する配当を当面実施しない方針を示唆した。1989年の上海の株式会社制度試行企業に対する調査報告によれば、国家株への配当はまだ実施されていなかった¹³⁾。1985年と1986年の一部の株式会社制度試行企業では、利息と配当金の合計が出資額の20%から30%となり、当時の銀行金利の4倍から6倍に達していた。1988年には従業員株に50%から100%の利率を確保する企業さえ現れた（李ほか、1993、22頁）。

さらに、株式会社制度試行の中で国家株、法人株、個人株のほかに企業自社株を発行する企業も多かった。北京、深圳、瀋陽、武漢、重慶などの地域における国有企業では、1983年の第二次利改税の後に企業の留保資金の投資で蓄積された経営資産で自社株を引き受けている（孫ほか、1988、60頁）。例えば、1988年2月設立の金田実業株式会社と1988年11月設立の万科企業株式会社は設立の際実本金の40%を占める企業自社株を発行した（金ほか、1991、55頁、58頁¹⁴⁾。それに加えて、企業自社株の発行に伴う法理上の問題を回避するために、「従業員集団株」の名目を用いる企業も多かった。何れにせよ、これらの株式の大量発行で国有資産が合法的に「企業」のものになり、企業利潤の多くが従業員の利益に転換された。加えて、株式会社転換の際に国有資産が極めて低く評価されていた。殆どの企業の国有資産が簿価で評価されているが、ハイパー・インフレーションの1980年代では著しい過小評価であり、結果として国有資産の流出をもたらすこととなった（賈、1989、125頁；『中国经济体制改革年鑑1992』324頁）。

従業員に依存し、優遇する株式会社制度試行が急展開した背景にはいくつかの要因があった。

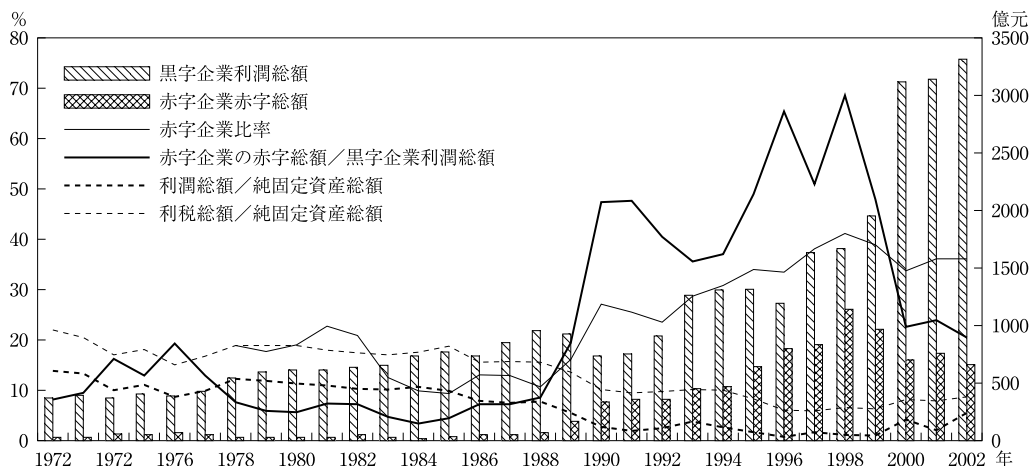
そうした要因としてまず挙げられるのが、株式会社制度試行拡大の背後に存在した国有企業の切実な資金不足である。1980年代前半に行われた国家投融資制度の改革¹⁵⁾によって、銀行への元本と金利の返済で国有企業の財務費用が上昇し、資金不足が生まれた。その結果、株式発行で資金を調達する企業が急増した。1987年と1988年の二年間で合計35億元の資金が株式発行によって調達された（表2）。また、1980年代には証券取引所がまだ開設されておらず、上海と深圳の二つの都市の店頭でごく少数の株式しか取引できなかった。資本市場の未整備のために、現実的には従業員株発行のほかに殆ど資金を調達する方法がなかった。さらに、1984年6月28日に国務院は「国营企業奨励金課税暫定規定」（原文「国营企業奨励金暫行規定」、『中華人民共和国国務院公報』1984年第16号、550頁）を發布し、国营企業が従業員に分配する奨励金を課税対象とすることを通達した¹⁶⁾。その結果、奨励金課税の対策として従業員株を発行する企業も多かった。

なお、実際に株式会社が公募設立された場合であっても従業員株の発行が優位を占めていた。例えば、1988年末までに公募設立された上海の7社中5社で従業員株が発行されており、1990年末の時点において最高で個人株の80%を占めていた（金ほか、1991、67頁）。したがって、経済的要因ほかに、従業員株依存・優遇の株式会社制度試行を正当化させた理由がある。その背後に株式会社制度を社会主義制度に融合させる目的が存在することを指摘できる。国有企業は「全人民所有制企業」として名義上全国民の資産であって、従業員が国民の一員として自分の会社の所有者になることは「労働者が国家の主人公」といった社会主義イデオロギーとの違和感が少ない。また株式会社の株主になれば従業員が労働者と同時に所有者にもなり、所有者になることで従業員の労働意欲が向上するという考え方もあった。このことは学界の議論から理解できる。当時、実施された従業員依存の株式会社化が理論界に幅広く支持されていた。例えば、蔣ほか（1988）が従業員株の発行による株式会社化を高く評価し、「労働共有会社制度」による国有企業の株式会社化を提唱している。「労働共有会社制度」とは国家株、従業員集団株、従業員株、個人株、法人株の株式構造をもつ会社制企業である。国家株、従業員集団株、従業員株、と国有法人株が公有制を構成する株式であって、その合計が過半数であれば会社は公有制企業であるとし、従業員株の発行を強く主張した。

株式会社制度試行期の特徴の第二は、企業経営において総支配人（原文「総経理」）、従業員組織、共産党組織の権限が調整されたことである。総支配人の権限が大幅に強化され、企業内党組織の役割が大きく低下し、また従業員の会社経営への参加が図られることとなり、労働者保護、福祉など従業員自身の利益に関して決定権限を持つようになった。

国有企業経営管理体制が、従来の「党委員会指導下の工場長責任制」から工場長責任制へ転換し始めたのは、1986年である¹⁷⁾。特に1986年9月に公布された「中国共産党全人民所有制工業企業基層組織工作条例」（原文「中国共産党全民所有制工業企業基層組織工作条例」、『中華人民共和国国務院公報』1987年第1号、11頁）において「企業の党委員会書記は一般的に工場長を勤めない」ことが明記され、党組織と企業経営陣の分離が党組織自身から図られた。1988年4月13日の第7期全国人民代表大会第1次会議では「全人民所有制工業企業法」（原文「全民所有制工業企業法」、同年8月1日から発効、『中華人民共和国国務院公報』1988年第11号、363頁。以後「企業法」と略す）が成立した。「企業法」は「工場長をトップとする生産経営管理システムを確立する。工場長が企業において中心的地位を占め、企業の物的文明と精神的文明の建設に全面的に責任を負う」などと規定して、

図1 国有独立採算工業企業の経営業績の推移



注1) 1998年以降のデータは国有株式支配企業を含む。

注2) 赤字企業比率について次の文献から引用ないし算出した。1978年～1984年：中国社会科学院『嚴重亏损国有企業研究』課題組，1997，128頁；1985年～1992年：『中国工業經濟統計年鑑1993』90頁；1993年：『中国工業經濟統計年鑑1994』81頁；1994年：『中国工業經濟統計年鑑1995』82頁；1995年：『中華人民共和國1995年第三次全国工業普查資料摘要』24頁；1996年～1997年：『中国工業經濟統計年鑑1998』76頁；1998年：『中国統計摘要1999』108頁；1999年～2000年：『中国工業經濟統計年鑑2001』4頁；2002年：『中国工業經濟統計年鑑2003』68頁。その他の指標は『中国工業經濟統計年鑑2003』30頁より算出した。

党組織の役割を大きく縮小している。

株式会社制度試行企業にも「企業法」が援用されたと思われる。全国統一的な株式会社法は成立しなかったが、「企業法」公布直後の1988年6月に発布された地方法である「上海市会社制企業暫定辦法」から株式会社制度試行企業における経営者、党組織と従業員組織の在り方を確認できる。

同「暫定辦法」は「企業法」と同様に「従業員代表大会の責務は総支配人と相談して労働保護、福祉などの事項を決定し、従業員取締役を推薦し、総支配人が提示する利潤分配方案を審査することである」と記して、従業員代表大会に従業員の福祉厚生に関する権限を大きく委譲した。そして、「取締役会は株主代表大会と従業員代表大会が推薦する取締役によって構成される」として、従業員の経営参加を株式会社機構の中に組み込んだ。

また、「総支配人責任制を実施する。取締役会は総支配人に企業の法定代表権を委任する」と規定した。実際に1987年9月に設立された上海飛樂株式会社，1987年12月に設立された上海豫園商場株式会社（金ほか，1991，48頁）では共に取締役会指導の下での総支配人責任制を採っており、総支配人が法定代表人であった。総支配人が法定代表人の形態を採らない会社でも、総支配人が取締役会の委任によって法定代表人を代理できるようになっていた。

さらに、「一般的に属地管理の原則に従って漸次に企業内党組織を整理する。原則として会社制企業に属する企業を指導する党組織システムは今後設立しない。会社には本社の党員を管理する組織機構しか設立しない」と規定して、企業内党組織の活動を具体的に抑制した。これにより、社会主義をリードする主体である共産党組織の活動が企業内で大きな制約を受けることとなった。党組織と会社組織を共存させることは難しいと考えられたわけである。

このように集団所有制企業と小型国有企業に続いて、大中型国有企業でも株式会社制度の試行

が始まった。株式市場の未整備の現状と資金不足問題の解決、従業員利益の確保、そして何よりも「労働者が国家の主人公」といった社会主義理念維持の目的が従業員依存・優遇の株式会社制度の導入を後押しした。また、企業経営の面において、総支配人の会社経営の権限が大きく強化され、従業員に彼ら自身の利益に関わる決定権が与えられた。その反面、党組織の役割は大きく低下した。

3. 株式会社制度の構築：1989年～1993年

1990年前後に、株式会社制度の試行は低落と高揚の転換を経験した。国有企業に株式会社制度を導入するための条件の不備がこれまでの試行で明らかになった。従業員依存・優遇の株式会社化は国有資産の流失及び企業経営目標の短期化をもたらした。1988年後半から始まったマクロ経済に対する調整と相俟って、急速に拡大した株式会社の試行に対する整理が始まった。企業改革の中心が請負責任制とされ、各地での株式会社試行の拡大競争が禁止された（鄭ほか主編，1998，209頁）。また，1989年に起きた経済・政治危機で株式会社制度試行の停頓が避けられなくなった。政治運動の中で再び会社制企業に対する疑問が浮上し，試行のキャンセルを申し出た企業さえ現れた。その結果，上海と深圳以外の地域で株式会社の試行が殆ど中止状態に陥った。株式発行による資金調達額も1988年の25億元から1991年の5億元に大幅に低下した。

ところが，1989年以後，中国経済が低迷し，国有企業の経営状況も急速に悪化した（図1）。国有企業の赤字企業比率は1988年の1割強から1991年に3割程度に急上昇し，赤字企業の赤字総額も黒字企業の利潤総額の1割弱から5割弱に急増した。改革の新しい局面を打開するための鄧小平南巡¹⁸⁾が株式会社化の新たな転機になった。そして，市場経済体制の導入が促されることとなるのだが，その際，市場経済に適した企業制度である会社制度の導入は不可避なものとなった。

鄧小平南巡が終わる2日前の1992年2月19日に，國務院は「国家経済体制改革委員会の1992年経済体制改革要点に関する通知」（原文「国家体改委關於1992年經濟体制改革要点的通知」，『中華人民共和國國務院公報』1992年第5号，134頁）を通達し，各地域・各部署に株式会社制度試行のための政策と法規の制定を促した。深圳市と上海市でそれぞれ「深圳市株式会社暫定規定」（原文「深圳市股份有限公司暫行規定」）と「上海市株式会社暫定規定」（原文「上海市股份有限公司暫行規定」）が1992年2月19日と6月1日に施行された。さらに同年5月に国家経済体制改革委員会，国家計画委員会，財政部，中国人民銀行，國務院生産辦公室の連名で「会社制企業試行辦法」¹⁹⁾（原文「股份制企業試點辦法」，『中華人民共和國國務院公報』1992年第16号，549頁）が，同時に国家経済体制改革委員会の単独名で「株式会社規範意見」（原文「股份有限公司規範意見」，『中華人民共和國國務院公報』1992年第16号，554頁）が發布された。同年6月と7月に「有限公司規範意見」（原文「有限責任公司規範意見」，『中華人民共和國國務院公報』1992年第16号，579頁）と8つの関連実施法規が次々と發布され，全国統一の会社法起草作業が急速化した。1993年に会社法（原文「公司法」）（草案）第一稿を検討し修正するための座談会が北京で開催され，その後も多くの修正を重ねることによって1993年12月29日，会社法は第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で成立した。

法制度の構築と同時に1993年に会社制企業が大幅に増加し，国有企業の資金調達に株式公募の

表3 会社制試行企業の資本金規模

地域	1988年末			1993年末		
	会社制企業数 (社)	総資本 (万元)	平均資本金額 (万元/社)	会社制企業数 (社)	総資本 (億元)	平均資本金額 (万元/社)
北京	12	3,251.81	271	176	99	5,625
上海	1,768	108,265	61	92	233.03	25,329
広州	19	25,378.46	1,336	45	49	10,889
山西	11	4,107.92	373	238	40+	1,681
内モンゴル	7	648.5	93	120	20+	1,667
黒竜江	62	1,618	26	461	69	1,497
安徽	114	3,942	35	425	85.48	2,011
山東	103	70,756	687	1,101	116.7	1,060
河南	3	2,250	750	684	41.2	602
湖北	13	6,875.09	529	653	96.9	1,484
湖南	6	145	24	308	54	1,753
貴州	112	13,865.5	124	18	13	7,222
雲南	12	1,451.94	121	106	33.39	3,150

出所) 金功(1991), 李(1994)。

注) データが欠落しているため、比較可能な地域のみを示した。数字の後の「+」は「余り」を意味する。

方法の活用が拡大し始めた(表2)。1993年に会社制企業が1万社を突破し、株式会社が3千社を超えた。また、株式公募による資金調達も1992年に約94億元、1993年に約375億元で、急速な進展を遂げた。さらに、国有大中型企業による会社制試行が急増して、試行参加企業の規模が拡大した。表3で1988年末と1993年末の二つの時点での会社制試行企業の特徴を示した。この表では、殆どの地域で会社制試行企業の規模が急激に拡大したことが明らかにされている。

この株式会社制度構築の時期において、1980年代の株式会社試行期と比較して、どのような株式会社制度の導入が意図されたのかを検証することが重要である。1980年代では株式会社制度の導入が実験であって、ごく一部の企業に限定されていた。しかし会社法などの法制度構築の目的は国有企業に対する大規模で本格的な会社制度の導入であった。また、この会社制度構築の時期において、如何に社会主義の理念を株式会社制度と融合しようとしたのかを解明することが重要な課題である。なお、株式会社制度が本格的に実施される1994年以後、実施結果と政策目標が如何に乖離したのかについては次節で分析する。

さて、この時期においては、次のようなフレームワークの構築が図られた。第一に、従業員依存・優遇の株式会社制度が試行の中で廃止され、資金調達のルートが個人投資家への公募に転換された。既述のように1980年代に実施されていた株式会社制度試行の中で、「企業の主人公」のはずの従業員が企業株や従業員集団株で国有資産を私物化し、利潤配分についても株式会社化の当初から国家株よりかなり高い配当率を確保した。従業員依存・優遇の株式会社化は社会主義の理念に合致してはいるが、現実には社会主義の根幹である国家財産を侵食させることにつながった。1989年より従業員株の発行に反対する議論が台頭した(例えば、黄, 1989)。1989年3月に国家経済体制改革委員会が会社制試行企業の試行前の資産再評価、持分の払い戻しの禁止、普通株の配当率の同一化などを基準に会社制試行企業を期限付きで整理することを指示した。また、

表4 会社制試行企業の株式種類別発行額 (1993年末) (億元)

	企業数	株式総額	国家株	法人株	従業員株	個人公募株	外資株
会社制企業	11,489	3,396.66 (100)	1,247.6 (36.7)	1,479.6 (43.6)	368 (10.8)	100.8 (3.0)	200.6 (5.9)
有限会社	8,279	556.36 (100)	246 (44.2)	187.7 (33.7)	19.8 (3.6)	0 (0)	102.7 (18.5)
株式会社	3,210	2,840.3 (100)	1,001.6 (35.3)	1,291.9 (45.5)	348.1 (12.3)	100.8 (3.5)	97.8 (3.4)

出所)『中国経済体制改革年鑑1994』232頁より算出した。

注) 下段の括弧内の数字は各種類の株式が株式総額に占める比率 (%) である。

1990年5月に国務院が①企業間の株式持合いを積極的に試行する。②既存の従業員持ち株の株式会社を規範化させ、同種類の株式会社試行の拡大を中止する。③株式公募による株式会社設立の試行は上海と深圳に限定する、という株式会社試行についての三つの方針を示した。従業員持ち株の会社に対する整理が重要なポイントであった。1991年末で会社制試行企業が全国で約3,220社あり、その中で従業員持ち株会社が2,751社で相変わらず85%以上を占めているが、従業員持ち株会社の数の減少から同種類の株式会社が整理され始めたと言えよう(表1)。

さらに、「株式会社規範意見」は発行済株式の20%を超えないことを条件に株式特定募集による従業員株発行の再開を認めた。この比率が1991年末の株式会社試行企業の従業員株の平均比率に相当し、従業員株発行の現状維持を意味している。しかし、約一年後の1993年7月1日に国家経済体制改革委員会が通達した「特定募集株式会社従業員株管理規定」(原文「定向募集股份有限公司内部職工持股管理規定」,『中華人民共和國國務院公報』1993年第18号,858頁)は従業員株の発行上限を発行済株式の2.5%へ大幅に縮小した。1993年末の会社制企業の株式構成(表4)をみると、従業員株の比率(10.8%)は1991年(20%)より大きく低下している。約半年後の1994年1月24日に国務院は「固定資産投資のマクロ的調整を継続することに関する通知」(原文「關於繼續加強固定資産宏觀調控的通知」)を通達し、さらに1994年6月19日に国家経済体制委員会は「特定募集株式会社の審査を直ちに停止し、従業員株の審査と発行の停止を再度言明することに関する通知」(原文「關於立即停止審批定向募集股份有限公司並重申停止審批和發行内部職工股的通知」,「上海証券取引所」, <http://www.sse.com.cn/ps/zhs/fwzc/qtzjqg.shtml>)を通達して、特定募集による株式会社の設立と従業員株の発行を中止した。公募の際に従業員に株式を発行することも1998年11月25日に中国証券監督管理委員会が発布した「内部従業員株発行停止に関する通知」(原文「關於停止發行内部職工股的通知」,中国証券監督管理委員会,2002,79頁)で禁止された。このように従業員株の発行は漸次に強い制限を受けた。

また、企業自社株も段階的に禁止された。早くも1988年12月1日に国有資産管理局(後述)は「経済日報」において会社制企業試行の中で企業自社株を設立することに難色を示した。1992年7月27日に国有資産管理局と国家経済体制改革委員会の連名で「会社制試行企業国有資産管理暫定規定」(原文「股份制試點企業国有資産管理暫行規定」,『中華人民共和國國務院公報』1992年第31号,1368頁)が発布されて、国有資産で企業自社株と従業員集団株を設置することが禁止された。「株式会社規範意見」も減資による株式消却の場合を除く自社株取得を禁止した。会社法が成立する8日前の1993年12月21日に国有資産管理局が発布・実施した「国有資産財産権の確定と財産権争議の処理の暫定辦法」(原文「国有資産産權界定和産權糾紛處理暫行辦法」,陳ほか,1996)の中で、

企業自社株と企業従業員集団株の資金源であった生産発展基金、従業員福利基金、従業員奨励基金²¹⁾または公益金を国有資産として明確に定めた。実際に企業自社株と企業従業員集団株の発行が不可能になった。

従業員株発行に対する制限が強化されると同時に従業員の会社経営に関する権限が弱体化された。「株式会社規範意見」では監査役会の3分の1以上かつ2分の1以下の構成員が職員・労働者代表でなければならず、監査役会の決議は3分の2以上の監査役の賛成が必要と規定し、職員・労働者に監査役会を通じて一定の企業経営の監査権限を与えていた。明らかに従業員の経営参加を会社機構の中に取り込む狙いがあった。しかし、翌年12月に成立した「会社法」では監査役会への従業員参加の比率が会社の定款に委ねられて曖昧になった。また、会社法では生産と経営の重大問題について労働組合と従業員の意見と提案を求めるべきであり、従業員の利益に関わる問題について労働組合と従業員の意見と提案を事前に求めるべきだと規定するに止まり、「企業法」及びその後実施した各地の株式会社制度の中で従業員に付与した従業員の労働保護と福祉に関する重大事項の審議・決定権が撤廃された。明らかに企業経営における従業員の地位が低下した。

第二に、従業員株発行の縮小・中止の代わりに個人投資家からの資金調達が必要視された。従業員依存の株式発行を公募に転換するために株式市場の構築が急速に進んでいた。従業員にとって代わる資金調達のルートを広げようとして、「第八次五ヵ年計画」に基づいて1990年11月と1991年4月に上海と深圳が相次いで証券取引所を開設した。国内上場企業数が1990年の10社から1993年の183社に急増し（表1）、株式取引金額が1989年の2,315万元から1993年の3,667億元に急上昇し（金ほか、1991;『中国証券期貨統計年鑑2003』）、国内の株式公募による資金調達金額が1990年の4.28億元から1993年の194.83億元へ急速に拡大し（表2）、その殆どが個人によって引き受けられた²²⁾。

第三に、従業員株依存から個人投資家依存へと株式発行のルートが転換されるにつれて、「労働者が国家の主人公」という社会主義理念に依拠した株式会社の社会主義的性格を維持していかなければならない問題が現れた。そのために2つの措置が採られた。

その一つ目は「国有」による社会主義の維持である。国有資産管理体制が構築されて、国家資本の管理が強化された。それまで各地の会社制の試行において国家株の所有者代表が未定であるケースが多く存在していた²³⁾。そのほかに前身企業の上級管理機関や地方の財務局などが代理人として暫定的に代表になるケースも多かった。こうした状況を背景にして研究者・専門家の間で国有資産管理体制について活発な議論が展開された。

国有資産管理体制については既に株式会社制度試行の前から議論されている。呉稼祥と金立佐は1985年8月3日の『経済日報』に発表した株式会社制度導入に関する最初の論文—「株式化：さらなる改革の一つの思案」の中で国有資産管理体制の構築について論じた。株式会社制度を資金調達、企業管理、企業経営者と労働者のインセンティブを引き起こす有効な手段として位置づけ、大中型国有企業の株式会社化を三つのステップに分けて描いている。つまり、①現存の縦割り横割りの国有企業管理体制を利用して国有企業の固定資産を株式化した上で各関係管理部門に分配し、②国家株を国有持ち株会社や投資信託会社へ譲渡して、他の国有企業、会社自身、従業員と共に会社の株主を構成し、③一部の株式を上場させる。

同様の意見が世界銀行からも提案された(『工人日報』1987年9月28日)。世界銀行が1987年6月に瀋陽、上海、武漢、広州の20数社の大中型国有企業及び第一汽車、第二汽車と鞍山鋼鉄の3つの国有企業集団を調査し、同年の10月に北京で「企業メカニズム改革国際シンポジウム」を開いた。世界銀行は当時中国企業改革の主流である請負責任制の効果を評価した上で、企業の経営目標の短期化問題の対策として株式会社制度を提案した。また、国有資産管理機構の設置について、①財政部に管轄される資産管理局、②独立の資産管理委員会、③政府系の投資会社、の三つの方法を提示した上で、第3の方法が最も適切だと主張し、複数の政府系の投資会社に国有資産の所有権を分配した上で競争させ、地域を越える投資を奨励するなど具体的な施策を提案した。1988年11月21日から23日までの間に国家経済体制改革委員会が北京で開いた中国企業改革座談会において、世界銀行の5人の専門家がこれを再度提案した(郭, 1989)。

しかし、国家所有の分散化を骨子とするこの構想は採用されず、むしろ逆の発想—国有資産の所有と管理の一本化が国有資産管理体制の主流になった。例えば、華ほか(1986)は財務部の下に国有資産の保全、受益及び経営者の選任などに関して全権をもつ国有資産管理局の創設を提案した。中国社会科学院経済研究所資産経営責任制課題組(1987)も国有資産管理局を設置して各政府部門に散在している所有権の一本化を提案した。国有資産管理局による国有資産管理の一本化が主流であった。1988年4月9日に第7期全国人民代表大会第1次会議で国務院機構改革案が許可されて、国有資産管理局の設立が決定された。その後各地で地方の国有資産管理局が設置された。ところが、中央レベルの国有資産管理局は財務部に管轄されて、国有資産所有権の代表者として機能する時にはかの格の高い行政機関からの関与を拒否することができず、実際に多くの行政部門と共同して所有権代表の機能を果たすことを強いられた。現に国有資産管理の一本化が実現されないまま、1998年の行政改革で国有資産管理局は撤廃された。この意味で国有資産管理の一本化は実現できなかった。

1980年代末、国有資産管理局をはじめ、国有資産管理体制の構築が実務段階に入った。1989年からの会社制企業に対する整理の中で学界の議論は株式会社制度と社会主義制度の両立可能性から株式会社制度導入の中で社会主義、とりわけ国有制を維持する具体的な政策へと中心課題を移し、認識の一致が広く達成できた。例えば、李(1989)は会社制度が国有制の維持と国有企業問題の解決を両立できる制度であると評価し、私有化の防止と国有制の堅持を主張して、純国有株式会社ないし国有支配株式会社の企業形態への転換による国有企業改革を提案した。郭(1990)は国有企業の株式会社化の中で、株式を国有株、従業員集団株、従業員株とその他の外部者の株式に分類して発行することを提案した。1991年7月に北京で開かれた「現在の経済学分野における重要な理論課題の座談会」²⁴⁾では、所有制改革と公有制の実現形式を含む問題が討論された。ここでは国家の株式支配と個人の資本参加で国有企業を改革する意見や、公有制を全国の重要産業に対する国有企業の支配力で判断すべきだという意見が出された(劉ほか, 1991)。呉(1992)は、日本の株式持合いの経験を活かして企業間株式持合いで国有企業に株式会社制度を導入して、国家の最終的所有と「政企分離」を同時に実現する案を示した。殆どが国家所有の維持と支配を強調し、「公有制の維持」を実現する具体的な対策として国家による株式支配、所有者別株式分断、国有企業間の株式持合い及び業種別の「公有制」判断基準の提案であった。

1992年以降に公布された法規定の中には、上記の「公有制維持」の具体策の多くが盛り込まれ

ている。1992年5月に発布された「会社制企業試行辦法」で公有制の主導的な地位の堅持が明記された。また、株式が国家株、法人株、個人株と外資株の四種類に分類された。それに、国有企業が次の3つに分類されて、それぞれについての会社制度試行の政策が示された。①国家安全と国防ハイテク技術に係わる企業、戦略的意義をもつ貴金属の採掘プロジェクト及び国家専売の企業と業種では会社制の試行を実施しない。②国家産業政策で重点的に発展するエネルギー、交通、通信など独占性の高い業種で会社制試行を許可するが、公有株（国家株と集団所有制企業が所有する株式）が株式支配をしなければならない。③国家産業政策に合致し、競争性の高い業種、特に資本集約型産業と規模の経済性が高い産業での会社制試行を支持する。さらに、同時に公布された「株式有限会社規範意見」によれば、株式会社の発起人に私営企業、外資単独資本企業と自然人が排除されており、国家株の譲渡は政府の規定に従うことになった。二ヶ月後に公布された「会社制試行企業国有資産管理暫定規定」も国有株の売却について国有資産管理部門の許可が必要だと規定し、私有化をもたらしかねない国家株の流通に制限が加えられることとなった。「会社法」も同様に規定している。

従来の法規定と比較すれば、国有資産保護が一段と政策的に重視されていることが明瞭である。例えば、1988年の「上海市会社制企業暫定辦法」には次のような規定があった。

「重要な企業では公有株の主導的な地位を維持し、一般の企業では公有株の比率を下げてもよい。国家が株式支配すれば、一部の企業で経営に参加しないことも許可する。…（しかし）国民経済に大きな影響を与える重要な企業では政府が資産管理部門を通じて国家株の株主代表を派遣して経営の意思決定に参加する。一般の会社制企業では国家株が優先株の形態を採用し、経営に参加せずに固定の投資収入を得る。小型の会社制企業では国家株を売却して、その資金を他の株式支配すべき重点建設プロジェクトに投資することを許可する。」

このように株式の所有制別分類、会社制導入の業種別優先順位及び国家株流通制限で公有制の維持とその影響力の拡大が図られた。

株式会社の社会主義的性質のもう一つの保障として「共産党のリーダーシップの堅持」が重視され、企業における党組織の政治的中核的な役割の実現が提起された。1989年に起きた「六・四事件」が共産党の基盤強化の必要性を示し、国有企業における党組織活動の強化を促した。1989年8月に共産党中央が「党の建設を強化することについての通知」（原文「關於加強党的建設的通知」，「人民網・中国共産党新聞」，<http://www.people.com.cn/GB/33831/33836/34146/34189/2543227.html>）を通達して、「企業党委員会は企業の重大問題についての討論に参加し、意見と提案を提出しなければならない」と指示して、企業における党の政治的中核的な役割を主張した。上海二紡機株式会社が一つモデル事例として挙げられる（以下、成，1993，16～17頁）。上海二紡機株式会社は紡績機械の生産企業であり、1992年3月に株式会社化された。企業制度の転換に応じて、企業党委員会が次のような対策を採った。まず、組織部、宣伝部、武装部、紀律検査委員会及び党委員会弁公室を設立して企業内の政治組織を再構築した。株式会社化に伴って株主総会、取締役会及び監査役会（「新三会」）といった会社機構が設立されて、工場長が取締役会長兼総支配人に任命された。しかし、党委員会、労働組合及び従業員代表大会（「旧三会」）も同時に会社の経営

活動に参加していた。党委員会書記が副取締役会長を兼任して会社経営の意思決定に直接的に参加し、党委員会副書記が監査役会長(原文「監事長」)、労働組合副主席・紀律検査委員会書記が副監査役会長をそれぞれ兼任して取締役会に出席できる。従業員代表が従業員株の株主代表として株主総会に参加して議決できる。この経営人事体制は当時の工場長・総支配人責任制が公式に否定されない状態の中で党の政治的中核的役割との融合を典型的に実現するものと考えられる。この会社の党組織は「経済活動に奉仕する」といったスローガンの下で、政治職の職員を拡充して積極的に企業の経営活動に参加し、政治活動と経営活動の一体化を目指している。党の組織力を高めるために二つの措置が採られた。一方で本社と分工場の重要な部門に専任の党支部書記、副書記及び書記助理を配置した。他方で活動資金の拡充で党組織の活動を増強させた。会社の教育基金の中に新たに設置された政治訓練の資金枠、精神文明奨励基金(年2万元)、文化建設基金(利潤留保の2%)、宣伝教育基金(年8~10万元)、党組織建設基金(年2~3万元)、及び各政治部門の奨励基金が政治活動の主要な資金源であった。1991年に合計で50~60万元の資金が党の政治活動に利用されて、80年代後半における党の組織力低下から大きく変化した。

このように株式市場が整備されると同時に、従業員依存・優遇の株式発行から個人投資家への株式発行に資金調達ルートが大きく転換された。株式会社に社会主義的性質を持たせるために、「労働者が国家の主人公」から「公有制の維持」と「共産党のリーダーシップの堅持」へ社会主義理念の中心が移った。そのために、一方で、国有資産管理体制を確立させ、株式の所有制別分断、会社制導入の優先順位、国家株の流通制限などの手段で公有制の地位を維持し、他方で、企業内の党組織の活動を復活させて経営者を牽制するようにした上で株式会社制度の本格的な導入に臨んだ。

4. 株式会社制度の本格的導入：1994年以降

1994年7月1日から会社法が実施され、国有企業に対する株式会社制度の導入が本格的に始まった。しかし、必ずしも意図された通りに社会主義理念が実現されておらず、むしろそれ以降の株式会社制度実施の中で、国有資産の法的所有権の一極化と授権経営・授権投資、経営者支配及び党の経営介入が国有支配株式会社の特徴として形成された。

1994年から国有企業の業績が再度急速に悪化した(図1)。1996年には約4割の国有独立採算企業が赤字経営に陥り、赤字総額はその他の国有独立採算企業の利潤総額の6割を超えるという深刻な状況になった。そこで、国務院発展研究センターが「国有経済の戦略的改組」を提案した(国務院発展研究中心『国有経済的戦略的改組』課題組, 1997)。すなわち、同センターは、有限な国家資本を国有中小企業から国有大型企業集団へ、経営不振の企業から優秀な企業へ、一般的な競争分野から国有経済を必要とする戦略的分野へ移動させることを主張したのである。1997年の共産党第15期大会で「公有制」に対する認識が修正されて、1980年代半ばから学者たちが提唱した「公有制維持」の指標、つまり重要産業に対する国有経済の支配力がようやく公式に認められた。

表5に示したのが、1996年末の規模別・業種別の国有独立採算工業企業の状況である。明らかに少数の大型国有企業に国有資産、生産活動及び労働雇用が集中している。国有中小企業が全体

表5 規模別・業種別国有企業の経営状況（1996年末）

規模別・業種別分類	国有企業が占める生産額の比率 (%)	国有企業の規模別・業種別比率 (%)				国有企業の業績 (%)		国有企業の財務状況	
		企業数	総生産額	総資産	従業員数	赤字企業比率	利潤率	負債資産比率 (%)	総資産平均 (万元)
大型企業	69.9	5.7	63.3	64.9	48.9	32.1	1.7	61.2	69,194.2
中型企業	54.8	12.4	19.2	19.0	24.2	39.7	-0.8	72.4	9,257.5
小型企業	16.8	81.9	17.5	16.1	26.9	32.7	-0.9	72.5	1,196.3
国有支配業種									
石油・天然ガス採掘業	91.2	0.1	5.5	5.2	2.8	19.7	4.8	57.9	383,000.0
木材・竹材採運業	94.3	1.0	0.6	0.7	2.5	27.1	0.5	64.4	4,464.5
煙草加工業	96.9	0.3	4.3	2.7	0.7	23.7	8.3	61.1	46,602.0
石油精製・石油製品・コークス製造業	84.9	0.5	6.9	3.6	1.3	22.6	2.2	56.3	46,793.8
産業用設備製造業	44.9	5.2	3.3	3.3	5.0	33.0	-1.0	69.7	3,923.6
輸送用機器製造業	49.6	4.9	6.9	6.5	6.4	33.1	0.2	67.8	7,926.6
電力事業(蒸気・熱水供給を含む)	75.3	5.5	7.7	12.4	4.2	21.1	3.3	53.2	13,723.2
ガス事業	90.3	0.3	0.3	0.7	0.4	48.4	-2.5	47.3	12,554.8
水道事業	82.1	2.7	0.7	1.5	0.9	30.2	1.7	33.8	3,406.3
国有支配業種	69.7	20.6	36.4	37.0	24.7	29.0	2.6	58.2	10,812.2
非国有支配業種									
石炭鉱業	74.1	2.3	3.9	5.0	10.5	26.3	0.9	61.7	13,129.0
鉄金属鉱業(マンガン、クロムを含む)	36.8	0.3	0.2	0.4	0.4	33.7	-0.5	45.0	8,421.4
非鉄金属鉱業	49.9	1.0	0.6	0.7	1.1	28.3	1.1	67.4	4,246.4
非金属鉱業	25.5	1.3	0.4	0.6	1.1	28.1	-0.4	61.3	2,842.5
その他の鉱業	23.8	0.03	0.01	0.01	na	na	0.5	na	854.2
食品加工業	45.7	11.0	5.8	3.5	3.6	41.0	-3.2	81.2	1,921.8
食品製造業	32.8	5.7	1.4	1.1	1.7	37.3	-1.0	77.1	1,184.3
飲料製造業	49.5	3.9	2.6	2.1	2.1	38.9	1.6	73.2	3,297.2
紡織業(化学繊維を含まない)	34.3	4.6	5.9	5.2	9.9	46.3	-3.5	84.9	6,757.1
衣服・その他の繊維製品製造業	6.4	1.4	0.4	0.3	0.6	28.0	-0.6	70.6	1,307.9
皮革・毛皮・羽毛及び同製品製造業	6.9	0.9	0.3	0.3	0.5	41.9	-2.9	85.7	1,963.5
木材加工、竹・藤・棕櫚・草製品製造業	14.7	1.4	0.3	0.4	0.5	36.8	-1.8	75.1	1,590.0
家具製造業	6.4	0.7	0.1	0.1	0.1	31.2	-0.7	72.8	546.2
紙・紙製品製造業	34.5	2.1	1.5	1.4	1.7	33.3	0.3	76.1	4,111.6
印刷製本業・記録媒体の複製業	36.7	4.1	0.7	0.7	1.3	27.3	1.1	61.4	985.8
文教体育・玩具製造業	8.8	0.6	0.1	0.1	0.2	26.7	-0.1	73.4	1,443.1
化学原料・化学製品製造業	51.3	6.6	8.4	7.3	7.2	27.0	1.0	68.7	6,694.8
医薬品製造業	46.7	2.3	2.0	1.7	1.7	34.2	1.0	73.8	4,354.3
化学繊維製造業	29.9	0.3	0.9	1.0	0.7	36.9	-1.0	74.1	22,177.1
ゴム製品製造業	37.2	0.7	1.0	0.8	0.9	32.2	-0.1	75.5	6,702.3
プラスチック製品製造業	11.3	1.9	0.6	0.5	0.6	31.2	-0.6	76.3	1,706.3
窯業・土石製品製造業	27.9	8.5	3.6	4.6	6.5	33.8	-1.4	67.6	3,299.6
鉄鋼業	70.8	1.2	9.7	11.2	6.2	38.7	0.8	56.5	56,565.9
非鉄金属製造・圧延加工業	52.6	0.9	2.7	2.7	1.9	36.3	-0.3	69.7	18,754.9
金属製品製造業	12.1	3.0	0.9	0.9	1.4	33.5	-1.2	76.0	1,880.4
普通機械製造業	35.3	5.0	3.5	4.1	5.6	33.8	-0.6	70.2	4,929.7
電気機械・器材製造業	19.9	3.1	2.2	2.2	2.5	31.3	-0.1	71.7	4,272.5
電子・通信設備製造業	23.0	1.8	2.6	2.5	2.0	37.2	1.3	75.8	8,306.4
計測分析機器・文化事務用機器製造業	27.9	1.4	0.5	0.8	1.2	34.4	-1.6	74.6	3,378.8
その他の製造業	7.0	1.3	0.2	0.2	na	na	-2.3	na	801.2
非国有支配業種	35.6	79.4	63.6	63.0	75.3	33.4	-0.4	69.8	2,952.0
全ての業種の国有企業	43.5	100	100	100	100	33.6	0.8	65.1	6,065.3

注) 「その他の鉱業」と「その他の製造業」は『中国統計年鑑1997』より、「その他の業種」は『中国工業経済統計年鑑1998』(76頁～91頁)より算出した。独立採算国有工業企業を対象にしたものである。

的に赤字経営であるのに対して、大型国有企業だけが黒字経営であり、大型国有企業の改革が最も成功可能性が高かった。つまり、国家資本が不足していた90年代半ばでは大型国有企業へ資源を集中的に投入するほかに「公有制の維持」を守る方法がなかった。また、業種別に見れば、国有資本が支配すべき業種（石油・天然ガス採掘業、木材・竹材採運業、煙草加工業、石油精製・石油製

品・コークス製造業、産業用設備製造業、輸送用機器製造業、電力事業（蒸気・熱水供給を含む）、ガス事業、水道事業。以下国有支配業種と略す。それ以外の業種を非国有支配業種とする）の国有資産と工業生産額は国有企業総資産と総生産額の全体の37%と36.4%を占めていた。全体的に非国有支配業種に比べれば、国有支配業種の負債資産比率が10ポイント以上低く、資産規模が4倍に近く、比較的健全な財務体質と大きな規模を有していた。さらに、非国有支配業種では赤字企業が多く、利潤率も全体として-0.4%であるのに対して、国有支配業種では赤字企業が比較的少なく、利潤率も2.6%で比較的良好であった。

このように、一部の大型国有企業・企業集団、とりわけ国有支配業種に含まれている大型国有企業集団に国家資本を傾斜的に投下し、その他の国有企業を自由にする事で国家資本の進出範囲を縮小させる方向で国有経済の改革戦略が修正された。「抓大放小」政策（大中型国有企業に力を入れて、小型国有企業を手放す政策）が1997年以降の国有企業改革の方針として実施された。

大型国有企業集団育成政策が実施されると共に、1997年から集团公司への授權経営・授權投資による国有資産の運営方式が本格的に導入された。国有資産の運営については、1990年に従来の国有資産管理機構と企業の間、国有資産経営機構を設置して、国有資産管理機構、国有資産経営機構、及び企業からなる国有資産三層管理構造を構築することと、1992年に国有資産の財産権を企業集団に授權し、業種総公司を国有資産経営機構に改造することが提案されていた。考案された国有資産経営機構は主として企業集団、業種総公司、業種管理部門からなるが、その後業種総公司と地方レベルの業種管理部門が共に持株会社化を通じて企業集団の親会社に再編された結果、企業集団が最も重要な国有資産運営機構になった。

1991年、55の企業集団設立を中央政府が決定し、翌年には、その中の7つの企業集団で国有資産授權経営の試行が始まった。授權経営とは政府が企業集団の核心企業（某集团公司という名前がよく使われているので、以下「集团公司」に略す）に重要な関連企業（原文「緊密層企業」）の国有資産を授權して親会社の地位を与えることである。ところが、1989年に東風自動車公司などの企業集団が政府に要請したのは、国有企業の所有者として企業集団の核心企業及び集団の重要な関連企業の所有権を行使する権利の委譲、いわゆる授權投資であった（陳、1998）。国家授權投資機構としての集团公司は授權経営の場合と比べて、次のように大きな権限を持つとされた。第一に、集团公司がその子会社だけでなく、集团公司自身の国有資産の経営と処分からの収入も企業集団の投資に自由に利用できる。第二に、集团公司にその子会社だけでなく、一定の限度内であれば集团公司自身に関する投資決定権が委譲されることである。授權投資によって集团公司は企業集団の持株会社としての性格を強めることができる。

1990年代半ばから国有企業の株式会社化が加速し、一部の地方政府は中央政府の規定を援用して企業集団に国有資産の授權経営を実施する中で、積極的に既存の企業集団や業種主管部門を国家授權投資機構に改組して国有資産所有者としての多くの権限を委譲した。1996年には国有資産管理局が地方に通達を送ってそれらを規制しながらも「少数の条件を満たした集团公司は政府の授權を得て国家授權投資機関になれる」と正式に授權投資の糸口を示した。実際、1997年に第二陣の中央レベルのモデル企業集団が決まると共に、授權投資でなくとも、これらの全ての集团公司に限度付きの投資決定権が委譲されて、集团公司の権限が強化された。その後、経営面では中央レベルの企業集団に授權経営が広く実施されたほかに、超大型企業集団の多くに授權投資政策

が適用された。1997年には、中国石化総公司、中国有色総公司、中国航空総公司と東聯石化集団公司が国家授權投資機構の試行企業になった。その後、1998年に中国石油天然ガス集団公司、中国石油化工集団公司及び上海宝钢集団公司、1999年に軍需関連の十大集団公司³³⁾及び非鉄金属関連の三大集団公司³⁴⁾、1999年末から2000年末までの間に電信関連の四大集団公司³⁵⁾、2001年に中国鋁業公司、2002年に航空関連の六大集団公司³⁶⁾、中国電子科技集団公司、中国網絡通信集団公司及び中国黄金集団公司、2003年に六大電力関連集団公司³⁷⁾といったように、2003年末までに合計39の大型企業集団がそれぞれ設立・改組されると同時に、集団公司に対する中央政府の授權がなされ、国家授權投資機構及び国家持株会社の試行に加わった（『中国經濟年鑑』各年版及び各社のホームページ）。このように、授權投資が1998年以後の国有資産管理体制改革の一大特徴となったわけである。

授權經營・授權投資の実施と同時に国有企業で經營者の権限が強化され、經營者支配が株式会社化の中で形成された。国有企業の經營者は大型投資と資産処分を除いて所有者の権限を殆ど手に入れた。しかも、実際には大型投資プロジェクトを分割して政府の審査を回避するケースも少なくない。取締役会長などの重要な人事についての決定権は政府に所有されているが、經營者に対する監督はそれほど強くない。1994年に發布された「国有企業財産監督管理条例」（『中華人民共和國國務院公報』1994年第17号，759頁）によれば、国有企業には外部監査役会が設置されるはずであったが、殆ど実施されなかった。1998年より國務院は大型国有重点企業に監査特派員を派遣して国有企業の監査を強化している。2000年に「国有企業監査役会暫行条例」（原文「国有企業監事会暫行条例」、『中華人民共和國國務院公報』2000年第14号，8頁）が施行されると同時に1994年の条例が廃止され、監査特派員制度が外部監査役会制度に変わって、大型国有重点企業に限って外部監査役会が設置された。その結果、2001年末で174の中央レベルの国有企業に外部監査役会が設置されている（鄔ほか，2002）。

しかし、事後的な財務監査を主とする外部監査役会が実際にどの程度經營者を監督できるのかについては大きな疑問が残る。例えば、1999年に国家審計署が実施した1290の国有企業の審査結果、財務報告書に大きな誤りがある企業が68.9%も占めており、利潤額の誤差率の平均も100%に近かった³⁸⁾。また、個別の事例として、2003年の国家審計署の報告によれば、2002年まで中国の電力生産と供給を担っていた国家電力公司に211.4億元の不正があった。その内訳は經營の過失による損失が78.4億元、粉飾決算が78億元、国有資産流失が45億元、經營者の經濟犯罪が10億元であった。当時の經營トップの高嚴総支配人兼党組書記が失踪している³⁹⁾。明らかに国有企業では經營者に対するモニタリングが弱く、經營者の企業に対する支配力が非常に強い。

授權經營・授權投資の実施に加えて、子会社の上場によって企業集団の經營者支配がさらに強化された。資金面で大型国有企業・企業集団を支持するために、その子会社の上場が優先された。1997年に第二陣の国家モデル企業集団が選出され、それらの上場を優先することが決定された。国家モデル企業集団の上場状況を調べた結果、改組によって廃止された8つの企業集団を除く112の企業集団の中で、2003年末の時点で中国国内及び国外の証券取引所に上場している子会社を有する企業集団が67もある⁴⁰⁾。孫会社の上場を含めばその数はさらに増える。子会社の上場によって企業集団の資金供給が潤沢になった。1995年には全国の国有企業の負債資産比率が平均して67.8%に達し、国有企業は重い債務を抱えていた。企業集団は、子会社を新規公開することによって多くの資金を調達できた。例えば、1996年までに海外で上場した27の国有企業の負債資産比

率は平均で70%を超えていたが、新規公開によって50%程度に低下した(『中国経済年鑑1997』692頁)。表2からも1990年代後半における株式発行を通じた資金調達急増が読み取れる。

子会社の上場及び資金調達を円滑にするために、企業集団が所有する良質な資産を分離して上場企業を設立する手法が広く採用された。企業集団には赤字経営の資産や福祉部門しか残っていないケースも少なくない。その結果、経営者が授權経営を活かして上場子会社を支配できれば、実質上企業集団を自由に支配することとなった。また、子会社上場の後に集団会社がさらに子会社に資産を売却し、最近では企業集団の残りの資産を全て上場企業に売却するケースも増えつつある。例えば、山東省の兗州煤業株式会社は1998年に上場した後に合計して約56.5億円で親会社から2つの石炭鉱などの資産を買収した。また、1997年10月にニューヨークと香港で上場した中国移動(香港)有限公司(上場当時の「中国電信(香港)有限公司」)は当初広東省と浙江省の移動通信業務しか持たなかった。その翌年から2004年現在までの間に5回にわたって親会社の中国移動通信集団公司から合計して543.63億米ドルで残りの29の地域の移動通信に関する資産を全て買収した。中国国内でも武漢鋼鉄株式会社が2004年6月に増資をして89億人民元(その中の53億元が親会社への増資によるもの)を調達して、親会社の武漢鋼鉄(集団)公司から鉄鋼業関連の資産を全て買収した(上記三社の有価証券報告書、臨時公告書による)。

上場子会社の経営陣、とりわけトップとの兼任を通じて親会社の経営トップが上場会社を支配している。中国の会社法の規定によれば取締役会長が株式会社の唯一の代表取締役である。国家モデル企業集団の中国国内上場子会社が全部で55社あり⁴¹⁾、子会社の取締役会長の親会社(集団公司)における兼任職務を調べた結果、それぞれ20(36.4%)と23(41.8%)の取締役会長は集団公司の取締役会長と総支配人を兼任していた。集団公司の取締役会長または総支配人の何れかを兼任しているのは36人(65.5%)で、集団公司で部門責任者以上の重役のポストを兼任するのは48人(87.3%)にも上った。このように集団公司の経営者の子会社に対する支配は非常に強いものとなっている。

また、既に上海第二紡機株式会社の事例で見た党の経営参加の具体策が、その後の一連の共産党の通達で1990年代半ばから国有支配株式会社に広く実施された。1994年4月23日に共産党中央組織部が通達した「会社制企業の党活動を強化するについてのいくつかの意見」(原文「關於加強股份制企業中党的工作的幾点意見」,「北京党建」, <http://www.bjdj.gov.cn/zzfg/dnfg/dnfg6-6.shtm>)によって党の政治的中核論が強化された。「党委員会は企業⁴²⁾の生産経営、技術開発、事務管理、人事管理などの分野の重大問題について意見及び提案を提出し、企業の重大問題の決定に参加する。党組織の責任者は取締役、監査役、または総支配人、副総支配人を適宜に兼任することができる。条件が揃えば、党委員会書記は取締役長または総支配人を兼任することができる…」などと指示して、企業の党委員会の経営参加と役員兼任を明確に規定した。1997年1月に党中央は「国有企業における党の建設工作を一層強化し改善することについての通知」(原文「關於進一步加強和改進国有企業党的建設工作的通知」,「人民網・中国共産党新聞」, <http://www.people.com.cn/GB/33831/33836/34152/34158/2539562.html>)を發し、工場長・取締役会が重大問題を決定する前に党委員会の意見を聴取して尊重し、その実施状況についても報告しなければならないこと、ならびに党組織責任者と企業責任者の兼任を規定した。「重大問題」とは「株主総会ないし取締役会の審議・決定に付する問題を指す」と記されており⁴³⁾、党委員会に企業の最も重要な経営決定権が与えられ

ている。⁴⁴⁾

その結果、中国企業家調査系統（2000）によれば、1999年段階で42.2%の株式会社に企業内党組織責任者と役員との兼任があった。また、2000年の上海証券取引所の同取引所上場企業の調査によれば、重役（取締役、監査役、上級管理者）3,978人の内、1,125人（28.3%）が共産党・青年団の責任者であり、これらの党関係者の中の68.7%が党書記を兼任している（王，2001，39頁）。

企業経営に党組織が参加することで経営者を牽制して党の政治基盤を強化しようとしたが、党組織責任者と経営者が兼任しているために、経営者に対するモニタリングは機能せず、国有企業の経営者支配が益々強まった。

このように、1990年代初頭に構築された社会主義理念と株式会社制度を融合させる仕組みは現実の施行過程の中で変貌を遂げた。国有経済を強化するために「公有制維持」に対する修正が行われて、業種別「公有制維持」の社会主義理念が打ち出された。その結果、国有中小企業の国有資産の売却が急速に進む一方、国有資産の保護策として国家株流通の禁止と国有資産所有の一本化が守備範囲を縮小して大型国有企業、とりわけ国有支配業種の大型国有企業に限って堅く守られている。資本を効率的に運営するために企業集団に対する授権経営と授権投資が余儀なくされて、その中で経営者の経営権限が強化されて経営者支配が形成された。また、国有企業の体力を強化するために多くの大型企業集団が結成され、資金調達のためにその子会社が優先に上場した結果、経営者支配が一層強化された。さらに、政治基盤を強化するために、共産党組織が経営者との兼任で企業経営に参加し、両者の兼任が経営者支配に一役を果たしている。

結びにかえて——中国の株式会社制度の展望

中国で株式会社制度の導入が農村部から都市部へ、集団所有制企業から国有企業へ、小型企業から大型企業へ拡大し、株式会社制度が重要な資金調達的手段として利用されてきた。この株式会社制度導入は「社会主義市場経済」の国是の下で進められた。そして、「社会主義の維持」が貫かれたが、社会主義の理念は変容している。

1980年代、株式発行市場欠如の下で、株式会社制度の試行期に「労働者が国家の主人公」の理念に従業員依存・優遇の株式会社化をもたらすとともに、企業内党活動の停滞が生じた。しかし、結果的に従業員が国家所有資産を侵食し、国有資産の流失が重大な問題になった。また、大規模に株式会社制度を導入するために、一般の個人投資家から資金を調達することが必要になった。1990年代に入って株式市場が漸次整備され、従業員株の発行が制限・禁止されると同時に、個人投資家への株式公募が急増した。株式会社の社会主義的性質を保つために、社会主義理念の中心が「公有制の維持」と「共産党のリーダーシップ」に移った。国家株流通の事実上の禁止、所有制別の株式分断、業種別の会社制導入の優先順位、党の中核的政治的役割の発揮が社会主義理念と株式会社制度を融合させる装置として導入された。

しかし、国有企業に対して株式会社制度が本格的に導入された1990年半ば以降の状況からは、そうした思惑が大きく外れて、経営者支配をはじめとする中国株式会社の特質が形成されている。大型国有企業においては集团公司に対して授権経営・授権投資が実施されており、集团公司の経

営者に企業集団の経営権限が委譲され、経営者支配が制度的に形成された。また、党の企業内活動復活の手段として、党組織責任者と経営者の兼任が広く実施されているが、経営権と政治的権力を同時に掌握した経営トップの支配権がさらに強化されて、経営者支配が一層強くなった。皮肉なことに、国家の強力な株式支配、国有資産所有の一本化から生じる国有資産運営の問題の対策としての授権経営・授権投資、党組織・経営者の兼任が経営者支配の土壌になっていると言わざるを得ない。

最近では経営者支配の対策として党組織指導下の「廠務公開制度」（企業情報の公開制度）が実施されている。一般に経営者の行動を規制する方法として、会社機構による直接的なモニタリングと投資家からの間接的なモニタリングがある。前者は取締役会、監査役会による経営チェックで実施されている。後者はテイクオーバーや大株主及び債権者の経営介入によって行われる。しかし、国有企業や国有株式支配企業では国家の株式支配権が強力であり、国家株の売却は公有制の維持に違反するため、テイクオーバーや国家株主以外の株主の経営介入が極めて困難である。また、株式の国家一極支配及び授権経営・授権投資の広範な実施の結果、経営者が大株主—国家の代理人になったため、取締役会、監査役会によるモニタリングも現実的でない。

そこで従業員の経営参加が再び重視され、「廠務公開制度」が構築された。⁴⁵⁾ 廠務公開制度とは従業員に企業情報を開示し、経営者を評価させ、その評価結果に基づいて経営者の人事を決める制度のことである。2002年中共中央辦公庁と國務院辦公庁が連名で「国有企業、集団所有制企業及びそれらの支配企業で廠務公開制度の実施を促進することに関する通知」（原文「關於在国有企業、集体企業及其控股企業深入实行廠務公開制度的通知」、『中華人民共和國國務院公報』2002年第20号、6頁）を出して、「廠務公開制度」の実施を広げた。2002年末で既に全国で19万社の国有企業、集団所有制企業及びそれらの企業の子会社において「廠務公開制度」が実施されており、普及率は96%に達している（高、2003）。

2002年の通知は、「廠務公開制度」の実施で公開すべき情報を次のように詳しく規定した。

- ①企業の重大な意思決定。中長期發展計画、投資と生産経営に関する重要な決定、企業の改革・企業制度の転換及び合併や破産、重大な技術改造、従業員の削減と関連企業への分割・配置。
- ②企業の生産、経営と管理に関する重要問題。会計年度の主な生産経営目標及びその完成状況、財務の予算と決算、企業の担保及び高額資金の使用、建設プロジェクトの入札、大型物資の購入と供給、製品の販売と損益状況、請負・リース契約の実施状況、企業内の経済請負制の実施状況、重要な規定と制度の作成など。
- ③従業員の利益に関する問題。労務関連の主な法規定の実施状況、集団契約及び労働契約の作成と実施、従業員の昇給と昇進、給料と奨励金の分配、賞罰と福利、従業員の養老、医療、職場事故、失業、育児などの社会保障基金の納付状況、従業員の新規雇用、専門技術レベルの評価、優秀従業員の選抜条件、人数及び選抜結果、従業員の住宅購入、売却の政策及び住宅積立金の管理、企業の資本準備金と公益金の使用案、安全生産と労働保護の措置、従業員教育訓練計画など。
- ④企業経営陣と党の廉潔に関する問題。主として企業経営陣の民主評価、ミドルマネジメントと重要なポストの選任状況、幹部の廉潔自律規定の実施状況、企業の交際費の使用状況、経営陣の賃金（年俸）、奨励金、兼職状況、手当金、住宅、車両の使用、通信機器の使用及び海外出張の費用など。

2002年の通知によれば、企業の重大な意思決定は従業員代表大会の審議、従業員の利益に関す

る問題は従業員代表大会の同意が義務付けられている。つまり、従業員代表大会の権限を「企業法」（1988年成立）の規定に引き戻し、従業員の利益に関する会社の意思決定に対する否決権を与えた。さらに、国有及び国有株式支配企業の経営者が民主評価の結果で過半数の従業員に支持されなければ、上級管理部門が相応の措置を採ることが要求される。それに、経営内容のディスクロージャーを通じて経営者支配を抑制し、経営者の在職消費を公開することで労使関係を緩和することがこの制度の目的である。

しかし、民主評価制度が大きな進歩とはいえ、「廠務公開制度」の中で従業員代表大会は殆ど受身的な存在であり、その限界も明らかである。まず、従業員代表大会は財務監査能力と経営管理能力に限界があるため、提示されている諸方を審議し、開示されている経費リストに事後に目を通すに止まるであろう。また、党の経営参加に関する現状を維持すれば、廠務公開制度の実施には大きな罣がある。同通知はこの制度が党委員会によって指導されると規定した。つまり、相変わらず党組織と労働者組織の関係では党組織が労働者組織を指導し、最終決定権は党組織にあるのである。民主評価により従業員は経営者の解任を提案できるが、最終的には党委員会の同意が必要である。しかし、経営トップと党組織責任者が兼任状態にあれば、経営者の解任が困難であろう。例えば、2001年に安徽省のおよそ8,000の企業と事業単位で83,760人の経営者が民主評価を受けた。その内の827人が不適格と評価されたが、降格、免職及び処罰されているのは338人であった。半数以上の不適格な経営者が何らの処置も受けなかった（潘, 2002）。

ただ、そもそも経営者支配が問題視されるべきかどうかは疑問である。経営者支配によって経営権限が経営トップに集中され、経営者が経営業績に相応した報酬を得れば、経営者支配を経営者に対する事実上の所有権（de facto ownership）の移譲、つまり事実上の民営化と理解できる。このような事実上の民営化は企業業績の向上に貢献している（徐, 2003）。しかし、「廠務公開制度」の実施の結果、従業員が経営に参加し、従業員自身の利益に関する問題の審議に否決権を与えられた。このことは1980年代に横行した経営者と従業員の結託、いわゆる内部者支配（insider control）の再現を予想させる。つまり経営者と従業員組織が互いに利益を供与することで国家を含む株主の利益を害する恐れがある。恐らくそのために「廠務公開制度」の実施を「党組織の指導下」に制限しているが、既に論じたように経営者と党組織責任者が同一人物の現状では有効に機能しない。

他方、「国有経済の戦略的転換」の名の下で、「公有制の維持」が業種別の「公有制の維持」に修正された。この「公有制維持」新指針の実施効果を分析することによって国有資産管理体制の将来を展望できる。表6は1996年と2002年の国有企業と非国有企業の経営業績を示している。1996年度に比べて2002年度は国有企業の経営業績が好転している。その中で石油・天然ガス採掘業は利潤率が15ポイント上昇し、赤字企業比率が12ポイント低下して、群を抜いて著しい成果を見せた。しかし、同じ国有支配業種でも木材・竹材採運業、石油精製・石油製品・コークス製造業、電力事業（蒸気・熱水供給を含む）、ガス事業、水道事業では利潤率が低下し、また、これらの業種と産業用設備製造業、輸送用機器製造業において赤字企業の割合が増えている。また、非国有企業と比較すれば、国有企業は赤字企業が圧倒的に多く、煙草加工業以外では利潤率が劣っている。さらに、非国有企業との利潤率格差の変化を見ると、比較可能な37業種の中で非国有企業との格差が縮小したのは12業種だけであり、利潤率格差の変化を1ポイント以上に限定して見

表6 1996年と2002年の国有企業・国有支配企業と非国有企業の経営業績の業種別比較

単位：％，ポイント

業種	1996年度				2002年度				国有企業業績の変化		国有企業と非国有企業業績格差の変化	
	利潤率		赤字企業比率		利潤率		赤字企業比率		利潤率	赤字企業比率	利潤率	赤字企業比率
	国有	非国有	国有	非国有	国有	非国有	国有	非国有				
国有支配業種												
石油・天然ガス採掘業	4.8	36.7	19.7	6.5	20.0	42.2	7.4	6.3	15.2	-12.4	-9.7	12.2
木材・竹材採運業	0.5	3.9	27.1	9.2	0.5	9.1	40.2	14.3	-0.01	13.0	5.2	-8.0
煙草加工業	8.3	3.5	23.7	20.5	8.3	4.0	22.6	18.2	0.03	-1.1	0.5	-1.3
石油精製・石油製品・コークス製造業	2.2	4.6	22.6	15.6	0.9	3.5	28.1	18.0	-1.3	5.5	0.1	-3.1
産業用設備製造業	-1.0	3.4	33.0	20.3	0.4	7.0	43.2	13.9	1.4	10.2	2.2	-16.6
輸送用機器製造業	0.2	3.3	33.1	21.9	4.4	6.7	36.5	14.6	4.1	3.5	-0.7	-10.8
電力事業(蒸気・熱水供給を含む)	3.3	3.2	21.1	12.9	2.2	5.9	30.4	21.6	-1.2	9.4	3.8	-0.7
ガス事業	-2.5	-0.9	48.4	26.6	-0.4	2.7	48.6	26.7	2.0	0.1	1.6	-0.02
水道事業	1.7	2.2	30.2	10.7	-0.1	3.2	46.5	19.1	-1.8	16.3	2.9	-7.9
業績転換・業績格差縮小の業種の数	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	2	1
非国有支配業種												
石炭鉱業	0.9	5.2	26.3	14.5	1.3	7.3	24.1	10.0	0.4	-2.2	1.7	-2.4
鉄金属鉱業(マンガン、クロムを含む)	-0.5	4.5	33.7	12.1	1.0	7.1	26.8	14.3	1.5	-6.9	1.1	9.0
非鉄金属鉱業	1.1	12.0	28.3	10.2	2.2	13.7	26.0	10.0	1.1	-2.3	0.6	2.1
非金属鉱業	-0.4	6.5	28.1	10.1	0.2	8.2	35.0	9.0	0.6	7.0	1.1	-8.0
食品加工業	-3.2	3.8	41.0	12.3	0.7	4.9	38.0	16.2	3.9	-3.0	-2.9	6.8
食品製造業	-1.0	2.7	37.3	20.1	2.7	4.6	32.7	18.8	3.7	-4.6	-1.8	3.3
飲料製造業	1.6	3.0	38.9	18.2	4.0	4.0	37.5	21.7	2.5	-1.4	-1.4	4.8
繊維業(化学繊維を含まない)	-3.5	0.8	46.3	28.3	0.5	4.0	40.3	16.8	4.0	-6.0	-0.8	-5.5
衣服・その他の繊維製品製造業	-0.6	2.7	28.0	24.3	0.5	5.8	34.5	17.8	1.1	6.5	2.0	-13.0
皮革・毛皮・羽毛及び同製品製造業	-2.9	2.8	41.9	22.9	-2.5	5.7	52.0	14.5	0.4	10.1	2.4	-18.5
木材加工・竹・藤・棕櫚・草製品製造業	-1.8	2.5	36.8	14.0	0.3	4.2	36.1	14.9	2.1	-0.7	-0.4	1.5
家具製造業	-0.7	2.8	31.2	16.2	0.3	4.8	34.5	15.2	1.1	3.3	1.0	-4.3
紙・紙製品製造業	0.3	3.0	33.3	20.7	1.6	4.6	33.5	16.1	1.3	0.2	0.3	-4.7
印刷製本業・記録媒体の複製業	1.1	4.7	27.3	19.1	3.5	6.3	38.0	15.4	2.4	10.7	-0.9	-14.4
文教体育・玩具製造業	-0.1	4.1	26.7	21.8	3.0	5.2	28.5	17.0	3.1	1.8	-2.0	-6.6
化学原料・化学製品製造業	1.0	3.7	27.0	20.6	0.7	6.5	33.1	16.2	-0.3	6.1	3.1	-10.5
医薬品製造業	1.0	7.1	34.2	26.9	4.1	7.0	30.7	19.5	3.0	-3.5	-3.2	-3.9
化学繊維製造業	-1.0	3.0	36.9	29.5	0.8	3.3	44.6	20.8	1.8	7.6	-1.5	-16.3
ゴム製品製造業	-0.1	2.2	32.2	21.8	0.1	5.6	37.4	15.4	0.1	5.2	3.2	-11.5
プラスチック製品製造業	-0.6	1.6	31.2	23.7	2.1	4.9	35.7	16.1	2.7	4.5	0.7	-12.1
窯業・土石製品製造業	-1.4	1.2	33.8	16.4	0.3	3.7	36.4	18.7	1.7	2.5	0.8	-0.3
鉄鋼業	0.8	1.0	38.7	23.8	2.7	5.0	35.1	20.5	1.9	-3.6	2.1	0.3
非鉄金属製造・圧延加工業	-0.3	0.9	36.3	24.3	1.7	3.8	31.7	19.7	2.0	-4.6	0.9	-0.03
金属製品製造業	-1.2	1.5	33.5	20.8	0.7	4.9	40.5	14.8	1.9	7.1	1.5	-13.0
普通機械製造業	-0.6	3.1	33.8	20.1	1.3	6.2	40.4	12.4	1.9	6.6	1.2	-14.3
電気機械・器材製造業	-0.1	2.6	31.3	23.2	0.9	6.1	35.8	15.4	1.0	4.5	2.5	-12.3
電子・通信設備製造業	1.3	4.9	37.2	28.7	2.9	6.0	34.8	22.1	1.6	-2.5	-0.5	-4.2
計測分析機器・文化事務用機器製造業	-1.6	3.1	34.4	25.7	0.7	6.9	36.0	17.2	2.4	1.5	1.4	-10.0
業績転換・業績格差縮小の業種の数	-	-	-	-	-	-	-	-	27	12	10	7
全業種	0.8	2.9	33.6	19.6	3.0	5.5	36.1	16.3	2.2	2.6	0.5	-5.8

注1) 『中国工業経済統計年鑑1998』(76頁～91頁)及び『中国工業経済統計年鑑2003』(68頁～88頁)より算出した。2002年の「その他の鉱業」と「その他の製造業」のデータが示されていないため、この二つの業種を省略した。

注2) 二つの時点ともに独立採算の工業企業を対象としたが、1996年のデータは国家単独資本企業—国有企業を対象としたが、2002年では国家が資本支配する企業、いわゆる国有支配企業が対象となっている。

ると、3業種で格差が縮小したに対して9業種で格差が拡大している。赤字企業比率を見ても非国有企業との格差が縮小したのは僅か8業種であった。変化の幅を5ポイント以上に限定して赤字企業比率を見れば、3業種で非国有企業との格差が縮小した反面、18業種で格差が大きく拡大

している。国有支配業種において、非国有企業との利潤率及び赤字企業比率の格差が共に改善されたのは石油・天然ガス採掘業だけで、残りの8業種中7業種で格差が共に広がっている。

したがって、大型企業・企業集団戦略は殆どの業種において国有企業を黒字経営に転換させることに成功した。しかし、非国有企業と比較すれば国有企業の経営は依然として効率性に欠けており、その格差が益々拡大する恐れがある。また、国有資本が引き続き支配すべき重要業種では改革の効果が二つに分かれている。石油・天然ガス採掘業は目覚ましい成果を収めている一方で、その他の業種では改革の成果が見えていない。国有支配業種で国有企業と民営企業の業績の格差がさらに拡大すれば、「公有制」に対する再度の修正、つまり、大型企業・企業集団の民営化もありうるであろう。

最近「公有制維持」の範囲がさらに縮小する傾向を見せている。2003年に国務院国有資産監督管理委員会が設立され、同年5月に「企業国有資産監督管理暫定条例」（原文「企業国有資産監督管理暫行条例」、『中華人民共和国国務院公報』2003年第19号、5頁）が国務院によって公布された。同条例第4条では「企業の国有資産が国家に所有され、国務院と地方政府が分かれて国家を代表して出資者の職責を履行し、所有者の権益を有する…」、第23条では「(各) 国有資産監督管理機構がその出資企業の国有株の譲渡を決定する。全部ないし部分の国有株の譲渡で国家が株式支配の地位を失った場合、同レベルの政府の許可が必要である」と規定されている。つまり、国有資産は従来の国家所有、中央政府と地方政府の区分管理から事実上の中央政府と地方政府の区分所有⁴⁷⁾に変わった。重要産業を支配している中央レベルの国有企業が引き続き中央政府に所有される一方で、地方レベルの国有企業が地方政府の所有になり、地方所有の国有企業が民間資本と外資に売却される動きが活発になっている。

このように、「公有制維持」について、その対象範囲のさらなる縮小が生じる可能性が高い。その影響を受けて、企業経営にその効果が見えてこない「党の政治的中核的役割」の実現方法も再考されるであろう。既に「三つの代表」理論が共産党の新たな行動指針になったとはいえ、社会主義理念と国有企業改革の方向性はまだ定かではない。今後の政治改革の可能性及び国有企業改革に対するその影響を見極める必要がある。

(付記)

本稿は松野周治教授（立命館大学）の指導の下で作成した論文である。東洋文庫中国経済研究班（2004年9月18日、東洋文庫）で報告した際、座長の中兼和津次教授（青山学院大学）、川井伸一教授（愛知大学）、加藤弘之教授（神戸大学）など多くの方々から建設的なアドバイスを頂いた。また、中国現代史研究会（2004年9月25日、立命館大学）で発表した際、コメンテーターの梶谷懐助教授（神戸学院大学）、中村元哉博士（日本学術振興会）から有益なコメントを頂いた。さらに、2名の匿名の査読者から重要な意見を頂いた。ここに記して感謝を申し上げたい。ただし、本稿の文責は全て筆者に帰する。

参考文献

英語文献（アルファベット順）

Kornai, Janos (1992) *The Socialist System-The Political Economy of Communism*, Princeton University Press.

Tenev, S., C. Zhang and L. Brefort (2002) *Corporate governance and enterprise reform in China: building the institutions of modern markets*, World Bank and the International Finance Corpora-

tion.

日本語文献 (五十音順)

王東明 (2001) 「上海証券取引所のコーポレート・ガバナンス調査(3)—重役の選任, 報酬及び従業員の変化を中心に—」『証研レポート』No. 1596。

川井伸一 (2003) 『中国上場企業—内部者支配のガバナンス』創土社。

川井伸一 (1998) 「中国会社法の歴史的検討—序論」『戦前期中国実態調査資料の総合的研究』科研費補助金研究成果報告書。

川井伸一 (1996) 『中国企業改革の研究 国家・企業・従業員の関係』中央経済社。

徐涛 (2003) 「中国大中型国有企業における株式会社制度導入の現段階—不完備契約理論による実証研究」『アジア研究』第49巻第2号。

田中信行 (2000) 「中国的コーポレート・ガバナンスの展開—政治的中核論と戦略的再編論の確執—」『中国研究月報』第54巻第11期。

田中信行 (1994) 「中国における株式制度の試行過程」『中国研究月報』第48巻第5期。

余勝祥 (2000) 「中国の国有企業改革における国有資産管理について」『アジア研究』第46巻第1号。

中国語文献 (アルファベット順)

陳共・周昇業・吳曉求主編 (1996) 『中国証券法規総匯』中国人民大学出版社。

陳樵生 (1998) 「發展企業集團 促進国有經濟戰略重組」『当代財經』第4期。

陳昭 (1985) 「社会主義股份制度的探討」『經濟研究』第4期。

成軒 (1993) 「企業改股份制思想政治工作怎么做—上海二紡機股份有限公司的探索与实践」『党建文匯』第2期。

第三次全国工業普辦公室編 (1997) 『中華人民共和國1995年第三次全国工業普查資料摘要』中国統計出版社。

高雲 (2003) 「認真貫徹十六大精神積極推動廠務公開工作」『中国労働保障報』4月1日。

『工人日報』(1987) 「外国学者如何看待中国企業改革? 請看: 世界銀行專家評價中国企業改革」『工人日報』9月28日。

国家經濟体制改革委員會編『中国經濟体制改革年鑑』各年版 改革出版社。

国家統計局編『中国統計年鑑』各年版 中国統計出版社。

国家統計局工業交通統計司編『中国工業經濟統計年鑑』各年版 中国統計出版社。

國務院發展研究中心『国有經濟的戰略性改組』課題組 (1997) 「實現国有經濟的戰略性改組 (国有企業改革的一種思路)」『工業企業管理』第12期。

蒲碩楠 (1990) 『股票・投資・効益—股票応用知識』南海出版公司。

郭体偉 (1989) 「世界銀行專家对我國企業推行股份制的若干意見」『体改重慶』第3期。

郭元晞 (1990) 「深化国有企業改革的若干思考」『經濟研究』第9期。

華生・何家成・張学軍・羅小朋・辺勇壯 (1986) 「微觀經濟基礎的重新構造—再論中国進一步改革的問題和思路」『經濟研究』第3期。

黄範章 (1989) 「股份制—社会主義全民所有制的好形式」『經濟研究』第4期。

蔣一葦・陳佳貴主編 (1988) 『股份制的理論与实践』中国人民大学出版社。

金建棟・肖杓基・許樹信編 (1991) 『中国証券市場 (1991)』中国金融出版社。

李德偉・楊合湘・蓋建玲・王高輝 (1993) 『現狀・難点与出路—中国股份制实践剖析』企業管理出版社。

李茂生 (1989) 「国有制改革: 困境, 陷阱和前景」『經濟研究』第9期。

李嶠喆 (1994) 「中国股份制運作概況」『証券市場週刊』第6期。

厲以寧 (1989) 『中国經濟改革的思路』中国展望出版社。

劉福垣・趙天曉錄音整理 (1991) 「在当前經濟学領域若干重要理論問題座談會上的發言 (摘要)」『經濟研究』第8期。

潘躍 (2002) 「讓職工明白 受職工監督—全国廠務公開工作述評」『人民日報』7月31日。

- 全国人大常委会法制工作委员会審定（1994）『中華人民共和國法律法規全書第四卷』中国民主法制出版社。
- 孫祁祥・莫扶民・王梅・陳選良・杜書明（1992）『股份制浪潮』中国財政經濟出版社。
- 孫研之・陳立（1988）「發展股份經濟，實現兩權分離（股份制試點工作研討會綜述）」『工業經濟』第3期。
- 王生昇・祝兆輝・蔡挺編著（1998）『国企改革二十年』中国審計出版社。
- 伍舫・張頌舟（1989）「對企業試行股份制存在問題的思考—上海市試行股份制的調查」『工業企業管理』第8期。
- 鄔喚慶・翟偉（2002）「国有企業監事會堵住国有資產流失「黑洞」」『新華網』（http://news.xinhuanet.com/fortune/2002-01/31/content_263067.htm）。
- 吳家駿（1992）「論企業法人相互持股」『經濟研究』第7期。
- 吳稼祥と金立佐（1985）「股份化：進一步改革的一種思路」高尚全主編『中国：發展与改革』中共党史資料出版社，1987年。
- 吳敬璉（2004）「經濟學家，經濟学与中国改革」『經濟研究』第2期。
- 武勝利（1985）「企業都可以發行股票嗎？—与盛慕杰同志商榷」『經濟研究』第8期。
- 徐景安（1988）「股份制：中国經濟改革的新探索」雷朴実・吳敬王連編『論中国經濟体制改革的新進程—美国阿登豪斯國際研討會論文集』經濟科學出版社。
- 嚴斯茂（1984）「社会主义股份公司初探」『經濟研究』第12期。
- 鄭韶・何曉星主編（1998）『中国經濟体制改革二十年大事記（1978~1998）』上海辭書出版社。
- 中国法制出版社編（2003）『新編經濟法律手冊（2003年版）』中国法制出版社。
- 中国法制出版社編（2002）『現行証券期貨法律法規匯編（2002年版）』中国法制出版社。
- 中国經濟年鑑編集委員會編『中国經濟年鑑』各年版 經濟管理雜誌社。
- 中国企業家調查系統（2000）「中国企業經營者隊伍制度化建設的現狀与發展—2000年中国企業經營者成長与發展專題調查報告」『管理世界』第4期。
- 中国社会科学院『嚴重亏损国有企业研究』課題組（1997）「嚴重亏损国有企業的亏损原因剖析」『管理世界』第1期。
- 中国社会科学院經濟研究所資產經營責任制課題組（1987）「公有制企業改革再認識：起步，深化，昇華—資產經營責任制試點考察報告」『經濟研究』第5期。
- 中国証券監督管理委員會編（2003）『中国証券期貨統計年鑑2003』百花出版社。
- 中国証券監督管理委員會編（2002）『現行証券期貨規章匯編（2002年版）』中国法制出版社。
- 周偉安・李大勝（1996）「以股份制為核心建立現代企業制度—中国宝安企業集團的實踐」『改革与發展』第3期。

注

- 1) 上海飛樂音響株式会社以前にも中国で株式を公募した会社があった。しかし、株式は払い戻し可能であり、社債に近い。その意味で「規範的」な株式ではなかった。
- 2) 中国の「股份制企業」という言葉は「有限責任公司」と「股份有限公司」を含んでおり、前者が日本の有限会社、後者が日本の株式会社に相当する。本稿では三者をそれぞれ「会社制企業」、「有限会社」と「株式会社」の言葉を用いて表し、株式会社を中心に考察する。また、中国語の「股份」は持分の意味をもち、「股票」が株券である。中国の国有企業は「全民所有制企業」、「国营企業」、「国有企業」の名前で表現されているが、本稿では説明を簡潔にするために「国有企業」に統一する。
- 3) 中国の株式会社制度の特徴の一部は建国直後、さらには民国期に見られる特徴を引き継いでおり、歴史的な連続性があるとの指摘もある（川井，1998）。他方で、株式会社制度の導入の歴史を分析するのではなく、改革開放以降に実施された経営・資産請負責任制との比較で株式会社制度導入の目的と特徴の解明にアプローチすることもありうる。本稿は社会主義理念と株式会社制度導入の関係を解明するために、あえて改革開放以降の四半世紀における株式会社制度導入の歴史の分析に力点を置くことにした。

- 4) 厳密に言えば「職員・労働者株」と訳すべきであるが、90年代初頭まで経営者を含む職員と労働者に株式が殆ど均等に発行されていたこと、国有企業では職員も労働者も政府に雇われて計画経済体制に組み込まれたため「従業員株」と訳す。
- 5) 既に、1979年7月3日に国務院が「社隊企業発展に関する若干の問題規定（試行草案）」（原文「關於發展社隊企業若干問題的規定（試行草案）」、「中国政府法制信息网」, <http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/jalor/disptext.jsp?recno=2&&ttlrec=4>）を通過し、1983年1月2日に中国共産党中央が「目前の農村経済政策の若干問題」（原文「当前農村經濟政策的若干問題」, 「人民網・中国共産党新聞」, <http://www.people.com.cn/GB/33831/33836/34145/34191/2546425.html>）を通過して、持分・株式の発行と配当金の分配を容認していた。
- 6) その内、宝丰县財政が200万元の国家株、企業法人が160万元の法人株、全国からの個人投資者が940万元の個人株を買い取った。
- 7) この法規定は上海市政府又は関係管理部門の批准で新規設立される集団所有制企業の株式公募を規制する法規であって、企業株（原文「集体股」）と個人株に企業と個人のそれぞれの一年期定期預金金利、それに額面の3%から5%の配当金が分配されると規定した。
- 8) 四川省と大連市の場合、集団所有制企業自身の資本蓄積は従業員株に転換されず、企業自社株に転換された。企業自社株は従業員の所有ではないものの、その配当は従業員に分配された。
- 9) 理論界では1980年に厲以寧が最初に株式会社制度の導入を提案した（呉, 2004）。
- 10) 1985年3月27日に国務院によって通過された「全国都市経済体制改革実験工作座談紀要」（原文「全国城市經濟体制改革試点工作座談會紀要」, 『中華人民共和國國務院公報』1985年第10号, 267頁）による。
- 11) 「上海市会社制企業暫定辦法」が「特に1986年8月以降国有企業の会社制試行の経験に踏まえて以下の暫定辦法を制定した」と述べていることから、この規定の目的が国有企業会社制度の試行であることが分かる。
- 12) 1987年8月に、中国経済体制改革研究会が主催し、瀋陽、北京、上海、広州と山西省が参加した会社制企業試行研究会による（孫ほか, 1988）。
- 13) 伍ほか（1989）。2003年5月22日に開催された国有資産監督管理委員会の記者会見で、李荣融主任は中央レベルの国有企業の利潤の分配方法についての質問に対して、「まだ国有企業に留保されている」と答えている。
- 14) 上海では企業自社株が設置されなかったが、該当の資産は国有株にも転換されておらず、問題が先送りされた（『中国経済体制改革年鑑1989』124頁及び『中国経済体制改革年鑑1990』229頁）。
- 15) 1983年6月25日に国務院が中国人民銀行の「国营企業流動資金の人民銀行による統一管理に関する報告」（原文「關於国营企業流動資金由人民銀行統一管理的報告」, 『中華人民共和國國務院公報』1983年第15号, 698頁）を通過して、同年7月1日より国有企業の流動資金の提供が国家財政から銀行の貸し出しへ改めることが決定された。さらに1985年から国家予算内の基本建設投資も銀行からの借り入れによって賄われて、いわゆる「撥改貸」（国有企業の資金を国家財政支出から銀行の借り入れに改める）が行われた（「国家計画委員会、財政部、中国人民建設銀行關於国家予算内基本建設投資全部由撥款改為貸款的暫行規定」, 『中華人民共和國國務院公報』1985年第3号, 71頁）。
- 16) 既にその前の1984年4月16日に国務院が「国营企業の奨励金分配に関わる問題に関する通知」（原文「關於国营企業發放獎金有關問題的通知」, 『中華人民共和國國務院公報』1984年第8号, 251頁）を發布して、従業員の奨励金に対する課税措置を規定した。
- 17) 1986年9月15日に「全人民所有制工業企業工場長工作条例」（原文「全民所有制工業企業廠長工作条例」, 『中華人民共和國國務院公報』1987年第1号, 5頁）, 「中国共産党全民所有制工業企業基層組織工作条例」（原文「中国共産党全民所有制工業企業基層組織工作条例」）, 「全人民所有制工業企業従業員代表大会条例」（原文「全民所有制工業企業職工代表大会条例」, 『中華人民共和國國務院公報』1987年第1号, 16頁）が中国共産党中央と国務院によって公布されて、10月1日から実施された。

- 18) 1992年1月18日から2月21日までの間に鄧小平が武昌、深圳、珠海、上海を視察して重要な談話を発表して市場経済体制の導入を促した。その影響を受けて、1992年10月に中国共産党第14期全国代表大会が開かれて、「社会主義市場経済体制」の構築が経済体制改革の目標と明示された。翌年の3月の第8期全国人民代表大会第1次会議で憲法修正案が成立し、「計画経済の実施」が「社会主義市場経済の実施」に改正された（『中華人民共和国憲法修正案』、『中華人民共和国國務院公報』1993年第10号、416頁）。1993年11月に中国共産党第14期三中全会が開催されて、「社会主義市場経済体制の建設に関する幾つかの問題の決定」（原文「中共中央關於建立社会主義市場經濟體制若干問題的決定」、『中華人民共和国國務院公報』1993年第28号、1286頁）が可決された。
- 19) 会社制企業試行の目的として企業経営メカニズムの転換、政企分離、国有資産の運営効率の向上、国有資産の価値の維持と上昇などが挙げられて、法調整の対象が国有企業であることを示唆した。
- 20) 1990年5月23日に國務院が国家経済体制改革委員会によって作成された「整理調整の中で企業改革の深化と企業管理の強化の意見に関する通知」（原文「關於在治理整頓中深化企業改革強化企業管理意見的通知」、『中国青少年新世紀讀書網』、<http://read.cnread.net/cnread1/ffg/fdd/043/059.htm>）を通達した。
- 21) 1992年11月30日に國務院の許可を得て財務部が「企業財務通則」と「企業會計準則」（『中華人民共和国國務院公報』、1992年第30号、1283頁及び1290頁）を發布し、翌年の7月1日から実施した。両準則は企業利潤を①財産没収、未納税と罰金の支払い、②以前の會計年度の赤字補填、③法定準備金、④公益金、⑤配当金の順に分配するように利潤分配の優先順位を新たに規定した。公益金は主に従業員の集団福利施設に使われる資金である。さらに会社法で準備金や公益金の比率が設けられた。税引き後利潤の10%が法定準備金に充てられるほか、任意準備金も設定できるが、公益金は法定公益金に改正されて税引き後利潤の5%から10%までの範囲に規定された。
- 22) 1992年に個人を対象に上海と深圳で株券購入のための抽選券が発売された。1996年までの株式発行の主要な方法であった。
- 23) 例えば、1987年9月に公募で設立された上海飛樂株式会社は国有資産の管理者が不明であることを指摘した（『中国経済体制改革年鑑1989』132頁）。
- 24) 参加者は中国社会科学院、國務院發展研究センター、国家計画委員会経済研究センター、国家統計局、共産党中央党学校、北京大学、中国人民大学、北京经济学院などの専門家であった。
- 25) 国家経済貿易委員会が2001年11月に發布した「『十・五』工業構造調整計画綱要」（原文「『十・五』工業結構調整規劃綱要」、『中華人民共和国國務院公報』2002年第24号、20頁）によれば、国家資本は、①軍事産業で絶対的な支配権を維持し、②電力・蒸気・ガス・水道事業、木材採運業、陸上石油・天然ガス採掘業、貴金属・希少金属鉱業などの公共サービスないし自然独占業種を資本支配し、③石油化学工業、自動車製造業、情報産業、産業用設備製造業とハイテク産業などの国家総合経済力を表す業種で少数の国有重点企業を引き続き資本支配する。この記述に基づき、国民経済の業種分類方法に合わせて「国有支配業種」と「非国有支配業種」を表5のようにまとめた。注意すべきことに、ここでいう「国有支配業種」は国家資本が支配すべきとされている業種のことで、国家資本が支配している業種のことでない。
- 26) 1990年12月20日から23日にかけて国有資産管理局、経済日報、経済参考報及び金融時報の主催で第一次全国国有資産管理理論研討会が北京で開催された。そこで国有資産三層管理構造の構築について一致した認識が達成された。
- 27) 1992年4月10日から13日にかけて北京で開催された第二次全国国有資産管理理論研討会で企業集団への授権経営が提案された。
- 28) 1993年11月14日に成立した共産党第14期三中全会の決定—「社会主義市場経済体制の建設に関する幾つかの問題の決定」による。
- 29) 1998年の行政改革の中で、中央レベルの業種主管部門が国家経済貿易委員会の所属になったため、持株会社化が不可能になった。

- 30) 1992年9月11日に国家国有資産管理局, 国家計画委員会, 国家経済体制改革委員会, 國務院経貿辦公室が連名で「国家モデル企業集団における国有資産授權經營の実施辦法(試行)」(原文「關於印發国家試点企業集団国有資産授權經營の実施辦法(試行)」, 全国人大常委法制工作委員會審定, 1994, 1172頁)を通達した。
- 31) 1996年9月11日に国家国有資産管理局が通達した「企業集団における国有資産授權經營に関する指導意見」(原文「關於企業集団国有資産授權經營的指導意見」, 「法律教育網」, http://www.chinalawedu.com/news/2003_11/5/0914034350.htm)による。
- 32) 1997年4月に國務院によって通達された国家計劃委員会, 国家經濟貿易委員会, 国家経済体制改革委員会の「大型企業集団試行の深化についての意見」(原文「關於深化大型企業集団試点工作的意見」, 『中華人民共和國國務院公報』1997年第15号, 676頁)による。同意見によって試行に参加する企業集団が57から120に増えた。
- 33) 中国核工業集団公司, 中国核工業建設集団公司, 中国航天科技集団公司, 中国航天機電集団公司, 中国航空第一集団公司, 中国航空第二集団公司, 中国船舶工業集団公司, 中国船舶重工業集団公司, 中国兵器工業集団公司, 中国兵器裝備集団公司である。
- 34) 2000年に廃止されて, 所属企業の大半は地方に移譲された。
- 35) 中国移動通信集団公司, 中国聯合通信有限公司, 中国電信集団公司, 中国衛星通信集団公司である。
- 36) 中国航空集団公司, 中国東方航空集団公司, 中国南方航空集団公司, 中国民航信息集団公司, 中国航空油料集団公司, 中国航空器材輸出入集団公司である。
- 37) 2003年に国家電力公司在中国華能集団公司, 中国大唐集団公司, 中国華電集団公司, 中国国電集団公司, 中国電力投資集団公司の五つの電力生産企業集団公司与国家電網公司, 南方電網公司の二つの電力輸送集団公司に改組された。南方電網公司を除く六つの集団公司在国家授權投資機構及び国家持株会社の試行企業になった。
- 38) 「国企改革仍是“十五”改革的重中之重」(「大衆網」: <http://dzwww.com.cn/xinwen/200107051198.htm>)による。
- 39) 「李金華審計長作2003年度審計工作報告(全文)」(「新華網」: http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2004-06/24/content_1543949.htm)及び「高嚴之子高新元牽出電力腐敗系列案」(「深圳熱線」: <http://www.szonline.net/Channel/content/2004/200409/20040924/337325.html>)による。
- 40) 1991年に第一弾の55の国家級モデル企業集団が決定されて, その後微調整が行われてその数が57になった。1997年さらに63の国家級モデル企業集団が指名された。1999年に120の国家級モデル企業集団の中の業績長期不振及び会社制度導入が遅れている企業集団が除かれて, 新たに国民經濟重要分野にある超大型企業集団が試行に加わった。本稿の統計対象は國務院国有資産監督管理委員會がネット上 (<http://www.sasac.gov.cn/zdqy/zdqy.htm>) で公表しているものである。いつの時点でのモデル企業集団かについて不明であるが, そのメンバーから判断すると1999年調整後のリストと思われる。子会社の調査について, 筆者が作成した上場企業の大株主(上位10位)データベースで調べ, 集団会社のホームページで照合作業を行った。
- 41) モデル企業集団のサンプルは前注で示したものと同一である。
- 42) この通達の中で企業の適用範囲についての規定がない。つまり, 通達の対象は国有会社制企業に限定されていない。
- 43) 同様の規定は1996年4月に中央組織部が發布した「現代企業制度モデル企業100社において党活動を強化し改善するについての意見(試行)」(原文「關於在現代企業制度百家試点企業中加強和改進党的工作的意見(試行)」, 「北京党建」, <http://www.bjdj.gov.cn/zzfg/dnfg/dnfg6-8.shtm>)にも存在する。
- 44) その後憲法改正の精神を受けて1999年9月に党中央によって發布された「国有企業の改革と發展に関わるいくつかの重要問題についての決定」(原文「關於国有企業改革和發展若干重大問題的決定」, 『中華人民共和國國務院公報』1999年第34号, 151頁)は, 役員兼任をすべての会社制企業から国有単

独資会社と国有株式支配会社に限定したが、同時に「国有企業における共産党組織の政治的中核役割の発揮が重大な原則であり、如何なる時期においても動揺させてはならない。企業内共産党組織は企業重大問題の意思決定に参加すべきである」というように党組織の経営参加政策を再確認した。同様のことが2000年9月に国家経貿委（国家経済貿易委員会）が発した「大中型国有企業に対する現代企業制度の導入と管理の強化についての基本規範（試行）」（原文「国有大中型企業建立現代企業制度和加強管理的基本規範（試行）」、『中華人民共和國國務院公報』2000年第35号、33頁）で再び強調されている。

- 45) 1990年半ばから一部の地域で既に廠務公開制度が実施され始めた。その成果が江沢民総書記に評価されて、1999年より全国に廠務公開制度の試行が実施された。
- 46) 利税率（利潤と税金の合計が総資産に占める比率）を見ても利潤率と同様の結果が得られたので、利潤率だけを示すことにした。また、国有企業と国有支配企業に概念の相違がある。しかし、実際に大規模に国有企業に株式会社制度が導入されたのは1997年中国共産党第15期全国代表大会開催以降のことであるため、その影響が捨象できると考えられる。データの制限で1996年の国有支配企業を業種別に分析できないが、全部の国有支配企業と非国有企業の経営業績を計算し直した結果、それぞれの利潤率（赤字企業比率）が1.1%（33.2%）と3.01%（19.3%）である。調整前の計算結果（表6）と比較すれば、概念の相違が結果的に大きな影響がないことが分かった。
- 47) 例外として、上場企業国有株の非国有企業への譲渡は依然として中央政府の許可が必要である。2004年8月25日に国有資産監督管理委員会が公布した「企業の国有資産所有権譲渡に関する問題の通知」（原文「關於企業国有産権轉讓有關問題的通知」,「國務院国有資産監督管理委員会」, http://www.sasac.gov.cn/cqgl/cqgl_0015.htm）は、上場企業の国有株が国有企業以外の相手に譲渡した場合に、國務院国有資産監督管理委員会の許可が必要と明記している。

Abstract

This paper studies the history of the introduction of the joint stock company system in China's state-owned enterprises (SOEs). It emphasizes on the change of socialism ideology and the formation of management control in the process of the introduction.

It is found that the socialism ideology shifts from "the worker's state" to "the adherence to public ownership" and "the leadership of the Communist Party" during the construction of the joint stock company system in the early 1990's. However, in the enforcement of this system, the management becomes to control the company by the way of the delegation of power from the state-usually the largest stockholder of the company, while the combination of positions of executive and responsible member of the Communist Party makes the management control more strong.

It is also pointed out that the introduction of the enterprise's information disclosure system can not solve the problem of management control and the industry type and enterprise scale adjusted public ownership adherence have little effect in raising the efficiency of SOEs.